

平成30年第3回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成30年9月21日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 7 11番 上田 秀人 君 （P 71～P 94）

No. 8 12番 後藤 功 君 （P 95～P 113）

No. 9 4番 鈴木 勝久 君 （P 114～P 131）

・出席議員（16名）

1番	松田隆志君	2番	鈴木武男君	3番	真船正康君
4番	鈴木勝久君	5番	松本孝信君	6番	南館かつえ君
7番	藤田節夫君	8番	金田裕二君	9番	秋山和男君
10番	矢吹利夫君	11番	上田秀人君	12番	後藤 功君
13番	河西美次君	14番	大石雪雄君	15番	真船正晃君
16番	白岩征治君				

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会 計 室 長	黒羽千春君
参 事 兼 総 務 課 長	真船 貞君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放 射 能 対 策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長 課 長 補 佐	根本 強君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による、説明員についてであります。本日は田部井農政課長が近親者の葬儀のため、欠席しておりますので、代理者として根本農政課課長補佐が出席しております。

以上、変更がありましたので、あらかじめご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようよろしくお願いいたします。

それでは、通告第7、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇11番 上田秀人君

1. 特別会計について
2. 西郷村地域防災計画について

○11番（上田秀人君） おはようございます。

11番、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

質問の第1点目といたしまして、特別会計ということでございます。

この特別会計におきましては、長久保工業用水の減免理由について伺いますということでございますが、前回、6月定例会においても、このことを質問しております。そのときの内容を簡単に振り返りますと、1つ目として特別会計の設置の理由、これについて確認をしたところでございます。2つ目といたしまして、特別会計の繰り出しについてのこのことについて取り上げをしたというふうに記憶をしているところでございます。

その中で、特別会計については、基本的には独立会計が大原則であるということをお示しをして質問をしたというふうに記憶していると思います。

そこで、伺いたいと思いますが、前回も少し触れております、長久保工水の減免理由について伺いますということでもありますけれども、西郷村においては、長久保工水の特別会計に対して、一般会計から負担金として支出をしております。その理由について、このことについてもう一度確認をしたいと思っております。明確にお答えいた

だきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

長久保工業用水に負担金として支出している理由ということでございますが、長久保工業用水につきましては、信越半導体との協定書に基づいて負担金を支出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの協定書に基づきと負担金として支出をしているという答弁だというふうに理解をします。

では、その協定書なるもの、これに基づいてということでありますけれども、いわゆる西郷村、公営企業法とか、地方自治法、その他もろもろの法律に関して、この事業を行っているというふうに思います。お金の動きもそれに基づいて動かしているというふうに思うんですけれども、この地方財政法6条の中に、公営企業の経営に規定されている部分がございます。

地方公営企業法の第6条、公営企業で、政令で定めるものについては、その経営は特別会計を設けて行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債）これ、起債ですよね、借金ですよね、をもってこれに充てなければならない、ただし、災害その他特別な事由がある場合において、議会の議決を経たときは、一般会計、他の特別会計から繰り入れによる収入をもってこれに充てることができるというふうになっていますよね。

協定書の中で、どういう協定が結ばれているのか。いわゆる災害なのか、それとも特別な事由があったのか、このことが示されないとはこれは納得できない話だなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

繰り返し答弁になりますが、先ほどの負担金について、まずご説明申し上げたいと思います。

現在、長久保工業用水の事業特別会計につきましては、地方公営企業法が適用される事業の特別会計で対応しております。独立採算性の原則から、地方公共企業法の規定によります出資、補助または貸し付けを行う場合に限られております。村が行う特別会計事業ではないものですから、地方自治法が規定する繰出金等ではなじまないということでございます。

そのために、繰出金等ではなくて19節であります負担金と、で、一般会計から支出しているところでございます。

また、地方財政法第6条の規定でございますが、こちらも地方財政法で規定する特別会計につきましては、地方公共企業が設置せずに自治体、村独自で水道事業を、工業用水道事業を行う場合に該当しますので、村が特別会計を行っているというわけではなくて、公営企業法が適用される特別会計でございますので、こちらの規定は適用ないということで理解してございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁いただいたんですけど、わかったようなわからないような、このお金の動きをどちら側から見るかだと思っんです。一般会計のほうから見るのか、それとも公営企業のほうから見るのかということ、見方というのは大きく変わってくるのかなと思っんです。ただ、地方公営企業法のほうから見ても、私はちょっと納得できない部分、納得というかそぐわない部分があるんじゃないかというふうに思っんです。

地方公営企業法の第17条の2項、経費の負担の原則ということであってありますよね。これの第17条の2の2で、当該地方公営企業の性質上、能率的な経営をしても行っても、なお、その経費が伴う収入をもって充てることが客観的に困難で認められる経費ということで、これだったら認めますよということだよ。さっき私が言った、その17条の3ですね、これは、地方公共団体は災害の復旧、その他特別な理由により必要がある場合には一般会計の、これ、一般会計のほうから見ているのかなと。これを見ていると、本当にこの支出の仕方、負担金として出しているのが、適正なのかということなんです。これ、適正だと本当に言えますか。それで、例えば、公営企業繰出金の中で規定されている地方公営企業法上の中で、負担金という言葉が出てくる科目があります。最初から読みますか、地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増資の経営の基本理念を原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。しかし、地方公営企業法上、その性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、この例として挙げられているのが、公共の消防のための消火栓に要する経費、2つ目として、その公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費ということで、例としては、僻地における医療の確保に係るための設置された病院に要する経費、多分、国保病院とかを規定しているのかなと思います、などについては、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計が負担するものとされており、この経費負担区分のルールについてはということで規定されていますよね。

これに基づいてやっているのか、確認したいと思います。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ただいまの上田議員さんのほうから、いろいろご説明いただいたところではあります。その経費につきましては、一般的に繰り出し基準に基づく経費でございます。

長久保の工業用水道特別会計上におきまして該当するものとしたしましては、消火

栓等に関する経費でございます。ただ、現在、西郷村におきましては、その経費は支出しておりませんので、こちらのほうの経費はないということでございます。

この繰り出し基準に基づいて、先ほど申されたもろもろの経費につきましては、原則といたしましては、公営企業繰出金といたしまして、地方財政計画に計上されまして、地方交付税の算定、地方交付税の基準、財政需要額への算入や特別交付税を通じての財政措置が行われるところでありますが、今回の長久保工業用水の減免につきましては、この基準に基づいた支出ではないということでございますので、一般会計から負担金として公営企業のほうに支出しているものでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） わからない、正直言ってわからない。

最初に出てきたその消火栓、この消火栓については、公営企業法の繰出金の中で認められているという部分ですよね。もしこれが該当しているのであれば、その後、もう一つ聞こうかなと思ったんですけども、これはいわゆる国とか総務省と話をして、こういう繰り出しを行ってもいいですかと、国から承認をもらって、所要の財源については、地方交付税の基準財政需要額とか、特別交付税で賄ってもらうというふうになっていましたよね。

そういう裏付けがあって、いわゆる一般会計から消火栓を設置してそれを使うために、一般会計から負担金として支出していますよというのであれば納得はできる。しかしながら、今、最後のほうまで聞いていると、いや、そうじゃないという話だったので、じゃ特別な理由は一体何だったんだということなんですよ。

もう一つ伺います。これ、前回も取り上げたんですけども、平成20年の9月ですか、全員協議会がありましたよね。この場で行われたんですけども、20年の9月2日、午後3時から午後4時までの1時間で、全員協議会が行われたというふうに記録、これは事務局のほうからいただいたんですけども、この中で、いろんな、前村長から説明をいただいたんですけども、これを読んでも、どうしても納得できない部分があったりします。じゃ、その特別な理由というのは一体何だったんだという、また戻りますけれども、今、村では、その特別な理由の1項目だけで行っているというふうに捉えられますよね。ということは、企業と話をしたときに、協議をしたときに、通常であれば協議書をつくれますよね。協議書をつくって、稟議書なり発議書をつくって、裏に添付をして保管するのが行政のやり方ですよね。その協議書って残っていますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

まず、ご質問の第1点目であります、その特別の理由でございますが、こちらの理由につきましては、工業用水道事業につきましては、産業基盤を整備することによりまして企業活動を促進し、工場の発展や地域の振興を図るため実施してきたものでございます。また、地域経済への波及効果といたしまして、雇用効果、所得効果、税収効果等、その投資効果は広く地域に還元されるものでありまして、公共性は非常に高

いものであると認識しております。

平成20年におきまして、宝酒造さんのほうから信越半導体さんのほうに土地の譲渡が行われる際、やはり、すぐに工場は立地できないものであるということがありましたので、工場立地するまでの間につきましては、こういった公共性が高いという認識のもとに減免措置を講じてきたというところでございます。

質問第2点目の協議書関係についてはどうなのかというご質問でございますが、6月定例会におきましても、上田議員さんのほうからご質問ございまして、商工観光課担当といたしましても書類関係は探しました。それで、その記録等につきましては、保管文書を確認いたしました。その実際、工場立地に関する協定書を締結する際、会社との協議関係につきましては、見つかっておりません。当時いた職員にも確認いたしました。作成したような記憶はないということでございます。協議内容につきましては、その協議書に網羅されているということで認識しております。

しかしながら、その協定締結から3年を経過しても、なお、企業の立地が進んでおりませんので、現在に至るまで、その後3年間ごとに協議をし、減免措置を講じているところでございます。

その3年ごとの減免措置に関しましては、この基本協定書に基づきまして、平成23年2月、平成26年2月、平成29年2月にそれぞれ会社から長久保工業用水道料金減免措置の延長についてという協議書が村のほうに出されております。

協議内容といたしましては、平成23年におきましては、アメリカ発の世界同時不況による事業の見直しをせざるを得ない状況であったこと、平成26年2月及び平成29年2月につきましては、会社を取り巻く事業環境が大型投資に踏み切れる状況にないこと、との理由から、減免措置の適用期間延長を求めるものでございました。

また、将来の市場拡大期には、本土地が増産、増設用地の重要候補であることに変わりはないとの内容もございました。

この会社から提出されました文書及び会社からの説明に基づきまして、村のほうで内部協議を行い、本協定書第5条第3項の規定によりまして、工場建設の遅延の理由に不合理が認められないため、減免措置を講じたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、いろいろと答弁をいただいたんですけども、まず最初に、私は長久保工業団地を買っていただいた会社に対して、個人的に恨みつらみも何もないです。

ただ、2つほどお願いしたいのがあります。

今、雇い入れしている人たち、非正規雇用の方がかなり多くいると聞いています。ですから、この方たちをなるべく正規雇用にしていただきたいというのが、まず1点です。

もう一点、工水、日量何トンでしたっけ、結構使っていますよね。工水、大平のほうで、その工水のリサイクル率をもうちょっと上げてほしいなというふうに思うんで

す。その2点だけお願いしたい。

あとは、その以外は、この会社に対して特に恨みつらみもない。反対に、今、村がこうやってやってきたこと、この10年もこうやってやってきたことに対して申しわけないと思っていますよ。きちんとした裏付けがないままに、こうやって10年間やってきてしまった。村民に対してもそうです。村民から納めていただいた税金なりをそうやって一つの会社につき込んでいってしまう。そのことが本当に正しいことなのか。

それともう一つ、こうやって明確な理由がないままにずるずるとこうやって10年間もやってきてしまったことに対して、会社もいろいろ言われているのではないかというふうに思う。そのことに対して、私は大変申しわけないというふうに気持ちであります。

ですから、今、ここで整理をすべきじゃないかなと思うんです。今、課長の答弁の中で、基本協定書はあると、ただし、当時の協議については、何も残っていないということですね。そこに一番の大きな問題があるんじゃないかと思うんです。ここを今、きちんと、村長がかわられたんですから、整理をすべきじゃないかというふうに考えます。

そのことに入るに当たって、質問の2点目になるのかなと思うんですけれども、状況について今後の対応と村の考えを伺いますということなんですけれども、村としては、これをきちんと整理すべき、整理をしようという考えがあるのかなのか、まずそこからちょっと伺いたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

4点ほどありました。非正規雇用の正規雇用化、工水のリサイクル化、それから明確な理由ですね、会社にも迷惑がかけているぞということ、それから協議書の裏付けの整理とかありましたけれども、私、村長になりましたので、これを機会に議員のおただしのこと、整理していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ちょっと今、1点、誤解されると困ると思いますんで、工水のリサイクル率、今これ、何%でしたっけ。わかる、誰か。わからない、すぐわからない。

今、リサイクルやってもらっているんですね、このパーセンテージをもっと上げてほしいということなんです。そうすることによって、地下水からの取水が若干減らせるんじゃないかと思う。ただ、あそこで使う水は、九十九.何%かともものすごい高い率の純水が欲しいということで、なかなかリサイクルするのも難しいとは聞いていますけれども、そこはちょっと企業努力していただいて、リサイクル率をもう少し上げていただければということで、これは環境負荷のことを考えれば、お願いしたいということなんで、リサイクル率を上げてほしいということなんで、今、実際やっていますから。

それで、今、答弁のほうで改善するののかということなんですけれども、するというふうに理解のもとに、私のほうで話したいと思います。

これは、やはりきちんと整理をしていかないと、村民に対しても企業に対しても大変申しわけないと思いますので、これまでのやり方の負担金、いわゆる法の間を抜けているような、議会が承認したから、この負担金として出すんだというやり方ではなくて、正々堂々と胸を張ってやれるやり方をすべきではないかと思うんです。これをやるに当たっては、やはり村の条例を制定すべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

企業に対して条例を制定して、企業に対していわゆる工業立地なりの何らかの条例をつくって、補助金として同額のお金を企業に補助をして企業のほうから工水の使用量として納めていただく、こういうお金の動きをつくれば、整理ができるのかなというふうに思います。

ただし、今のように無秩序に、何年もそのまま続くような形ではちょっと困ってしまうので、期限をつけてやるべきではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

本来はきちんとした条例をつくった上での、こういうことをやるべきだったかと思われま。いろいろありますけれども、企業との信頼、村に対する恩恵を考えますと、現時点での条例制定はいかがなものかと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 現時点での条例制定はいかがなものかというのは、どういうふうに私は判断すればいいのでしょうか。

条例をつくらないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、後付けというか、後の条例、私、そういう感じるものから、つくらないとは言いきれないんですけれども、つくる、つくらないも含めて考えていきたいと思。います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） これでは平行線になるのかなと思うんですけれども、一方的にお話しします。

私は、このまま黒に近いグレーの状態、企業との関係をやっているのであれば、きちんと白い形、条例を制定をして、企業に対してきちんと対応をしていったらいいのではないかと思います。そのことによって、村民に対しても、村もきちんと胸を張ったことができるんじゃないかというふうに考えます。

そのことを強く申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、特別会計の3番目といたしまして、介護保険特別会計についてということ

でございます。

介護保険特別会計についても、やはり前回の6月でお話をしておりますけれども、これで、突然質問をしたものですから、前回積み残しになったのかなというふうに思っていますけれども、現在65歳以上の介護保険料を、現在のですよ、65歳以上の方の介護保険料1,000円を引き下げを行うとした場合に、必要とする金額をご提示ください。

もう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員のご質問にお答えをいたします。

1,000円引き下げるための金額は幾らかというご質問でございます。

今年度、平成30年度の人数等をベースにして計算しましたところ、5,400万円という数字でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、平成30年度で5,400万円ということで金額をご提示いただきました。

次に、もう一つ積み残した部分としまして、一般会計から介護保険特別会計繰り出しを行わない理由、これについて伺いたいと思うんですけれども、前回の答弁の中で、介護保険法の趣旨にそぐわないというふうに課長答弁されていますよね。じゃ、その介護保険法の趣旨とは何なのかということなんです。

この介護保険法、介護保険事業というのは、ご存じのように平成12年に運用が開始されましたよね。そのとき以来、私はこの介護保険について、この場において、いろいろと質問を行ってきました。課長にも大変ご迷惑かけてきたわけですが、その質問の中で、介護保険事業についての矛盾点、問題点を多く指摘を行ってきたつもりであります。そしてまた、いくつかの改善点も、具体的に事例を示しながら取り上げてきたというふうに、私は自分で考えております。

その中で、唯一、1点のみ、この介護保険事業において、私が評価してきたのは、家族介護から社会全体で支える介護、このことについてはずっと、平成12年から評価をしてきている。それまでは、この事業が始まるまでは、本当に家族が大変な思いで、その介護を受ける側も、部屋の家の暗い狭いところに押し込められてしまって、ずっと日が当たらないで過ごしてきてしまったと、そういうのが、この介護保険によって大きく変わり始めたという部分で、私はその1点は大きく評価をしてきた。

このことが、いわゆる介護保険の柱であり趣旨ではないかなというふうに私は考えています。もう一度申し上げますけれども、家族介護から社会全体で支える介護、このことがこの介護保険の趣旨ではなかったのかというふうに考えますけれども、今は、実際は、そのかけらもないなというふうに思います。

そこで、前回に引き続き確認をしたいと思っておりますけれども、一般会計から介護保険特別会計のほうに負担軽減のために繰り入れを行わない、その理由について、もう一

度お示しく下さい。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

負担軽減措置の対応についての質問にお答えをいたします。

今ほど議員からもございましたように、介護保険制度では、介護を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、社会全体で支え合うことを目的とした制度でございます。

その中で、介護保険の費用は、高齢者の保険料が23%、村の一般財源が12.5%と法律で定められているところでございます。国におきましては、その先ほど申し上げました保険料の減免の三原則の一つに、保険料の減免に対する一般財源の投入については適当ではないとしており、引き続き三原則の遵守に関して市町村においては適切に対応するということになっております。

現在、介護保険料に対して一般財源に繰り入れを行っている市町村につきまして、福島県内を確認したところ、該当をしている市町村につきましては、ございませんでした。

このようなことから、村でもこの負担割合を超えて、一般財源を繰り入れすることは、現在のところは適当ではないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

前回の6月の定例会でも申し上げたところでございますけれども、現在の7期の介護保険事業計画では、5,700円となっております第1号者の被保険者の保険料でございますけれども、団塊の世代の高齢者がピークとなる2025年に向けては増額することが予想されております。

今後、第8期、第9期事業におきましては、その急激な保険料に対するため、介護給付費準備基金積立金を有効に活用して、その急激な上昇を抑えていきたいと考えているところでございます。

また、介護給付費の上昇を抑えるために進めております健康づくりなど予防事業もさらなる充実を図っていきたいと考えております。そのほか、家族介護用品支給事業等、一般会計で実施している事業もございます。これは介護保険料には直接影響のない部分での施策の充実、拡充を図ることによって、高齢者の皆様方の負担軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

多少、議員のご質問から外れている部分もあると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ご理解いただきたいと言われても、理解できるものではないです。介護保険法の中の保険料の減免三原則と、今、課長言われましたけれども、これ読んだって納得しろと到底無理だと思いますよ。

では、反対に、個別申請により判断という、まず1点目に出てきますよね。でしたら、個別に申請を行った場合、判断をどういうふうの下していくのかという部分です

よね。ただ、65歳以上の方という、今、私、先ほど、私、65歳というボーダーラインを引いてやっていますけれども、高齢の方に個別申請を行えということ求めて、果たしていいのかということなんです。何のために、じゃ、ここまで、国のため村のために頑張ってきたんだということですよ。その方たちにさらなる負担をかけるのかということをおしは言いたいのですよ。

それと、2点目で、助け合いの精神を否定することになると書いてある。助け合い、これ自助ですよ。自分で努力しなさいよ、ですよ。共助が抜けていますよね、公助が抜けていますよね。一番抜けているのは公助ですよ。村や県・国が、いかにそこに手を差し伸べられる、そのことが全く一切抜けている、今の介護保険は。そういった中で、負担を大きく求めるということはおかしいと思いますよ。

そういった面ですね、ですから、村独自でこれはやるべきなんではないですかということ。全額免除しろとか言っているわけではないんです。ここでこれ以上言っても、なかなか難しいと思いますから、次の議会でさらに追及していきたいと思うんですけども、今の課長の答弁の中で、8期、9期の中でさらに増大していくという話ありましたよね。これ、いわゆる社会増、いわゆる年齢の高い人が増えてくるという社会増という部分と、あとはその介護サービスの必要量、この分に関しては細かく計算できますか。してあるの。じゃ、してあるのであればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

第6期、現在の金額を、失礼しました、第7期です。第7期の現在の金額を算出するときに、第8期、それから、その次の期分ということで計算をいたしております。

確定した数字ではございませんが、第8期につきましては、まず、被保険者数でございますけれども、伸び率で言いますと、平成33年から35年度、次の期では104.2%、現在、平成30年度を基準としますと、104.2%という計算ですね。平成37年度が109.7%になるであろうという伸び率を見込んでおります。

それから、認定者数でございますけれども、こちら、平成33年度と申しますか、次の期は105.2%、それから、第9期は113.4%を見込んでおります。

介護関係のほうで言いますと、総給付費でございますが、第8期につきましては、110.5%、それから、第9期につきましては、119.0%ということで、前期よりも伸びるということで計算をいたしております。

その予測の中で、現在、第8期につきましては、6,200円弱、第9期につきましては、7,000円弱というような、現在のところですが、試算としては出ております。なお、この数字につきましては、そのサービス料、それから人数の関係上、上下はある程度する数字でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 通告外の質問に対して答弁をいただいてありがとうございます。

これを見ていると、若干、不安な部分が出てきますけど、これ以上やってしまうと

通告外になって、本当になってしまうので、12月に送りたいなというふうに思います。

ただ1点のみ、またさきの質問に戻りますけれども、いわゆる今の高齢者の方たちが、年金の方が、今、多いと思うんです。当たり前ですよ。この年金を、年金加入するときに、国がどういう対応をとったのかということも、課長、頭の中に入れておいてもらいたいと思うんです。

これも以前に申し上げたと思うんですけれども、あなたが、年をとったときに、安心のために年金に加入しましょうということをしていましたよね。1号被保険者はいいですよ。サラリーマンの奥さんだと第3号被保険者、この方たちは特にひどいと思いますよ。入っても入らなくてもいいですよという時代がありましたよね。あなたの老後の安心のために、入ったほうがいいですよぐらいの話をしていた。そういった人たちが、今、この介護保険の保険料でかなり苦しんでいる。このことをちゃんと頭に入れておいていただきたいなというふうに思います。

あと、大変申しわけないんですけれども、今回の質問に大きく関連いたします。しかしながら、通告外なので、村長、答弁したくなければ、していただかなくても結構です。村長に伺いますよ。現在の保険料について、私はこの場で負担の限界を超えていると考えています。前村長も、同じ考えを示されました。現村長は今、保険料の限界を超えていると考えられますか。伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 通告外で、いきなりの質問でありますので、控えさせていただきます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） もう一点、これも通告外なので、答弁したくなければしたくないで結構です。

村の介護サービスについて、村は保険者として、十分にその責任を果たしているというお考えをお持ちですか。伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

十分かと言われると、私、今、答えられないんですけれども、何とも言えないですね。

今後は、そういうことは、しっかり、介護については、しっかり、村民を守っていきたくという考えはあります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま、介護サービスについてということで答弁をいただいたんですけれども、あと、保険料の限界については、お答えしづらいということなんで、12月までに先送りしたいなというふうに思います。12月の定例会において、介護保険については質問を取り上げていきたいなというふうに思います。

続いて、質問の2点目といたしまして、西郷村地域防災計画についてということで、

質問をしたいと思います。

同僚議員が、何人か同じような質問をされています。重複する部分があるかと思いますが、私に対しても答弁をいただければ幸いかというふうに思います。

1点目といたしまして、建築物防災対策について伺いますということでありまして、以前から、建物、耐震補強などのお話をこの場でさせていただいてもらっております。耐震補強することによって、家屋の倒壊により命を奪われる、大けがをすることが免れる、そういうことがあるんじゃないんですかということでお話をしてみました。さらには、耐震補強するに当たっては、いわゆる地元の業者さんを優先的に活用することによって、地域経済にもつながるんじゃないかということを取り上げてきたわけですけれども、西郷村の地域防災計画書の中に、耐震改修促進計画の中で、耐震診断の実施と、耐震補強工事を促進し、耐震化率90%を目指すというふうに記載がございます。

現在の実施状況について、お示してください。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） 11番上田議員の一般質問にお答えいたします。

建築物の耐震化の実施状況ということでございますが、建築物の防災対策、耐震化なんです、これは、過去の大震災を教訓といたしまして、福島県で木造住宅の耐震化事業を行っているところでございます。

耐震診断を支援する事業及び耐震改修を支援する事業でございますが、最大15万円、耐震の改修につきましては、診断結果によりまして、対象工事費の2分の1かつ最大100万円までの補助内容となっております。

この事業につきましては、村としましても、広報紙、防災西郷、ポスター等の張り出しによりPR活動を行ってまいったところでございます。今後におきましても、木造住宅の耐震化の一層促進していくために、引き続き、事業継続を行ってまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

また、状況でございますが、東日本大震災以降の診断の件数の申し込みなんです、PR活動、いろいろと震災以降行ったところでございますが、予想に反して少なく、診断の申し込み件数は4件、それで、耐震改修を行った件数は、3件でございました。また、行政区長会などでも、耐震のこういうふうな診断の補助とか、改修等が補助が出ますよということで、そういうふうなことが、人がございましたら、建設課のほうに申し込みとか問い合わせをお願いしたいというようなことで、毎回、話が、行政区長会ですか、話しているところですが、申し込み状況は、このような状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 耐震診断が4件、改修工事が3件という実績なのかな。

次、聞こうかなと思ったんですけれども、先に答弁があったんで、相談窓口の開設とか、啓発の事業とかというので伺おうと思ったんですけれども、広報紙だの何だの、いろいろな形でPRしているということで理解をします。

ただ、耐震相談の窓口、これは建設課に設置されているのかなというふうに思うんですけれども、こういったことが、もっと大きく広報されるべきかなというふうに思います。それで、私もこのことに関して、いろんな方とお話をさせていただくと、耐震診断の段階で、よその方が家の中に入られるのが嫌だと、嫌だからやらないんだという方が多いんですよ。確かにそうですよね、プライベートな部分まで診断をする場合に入りますので、特に寝室なんかは余計補強しなきゃならないということで、そこに、そのプライベートの空間に、よその方が入られるのは嫌だという思いがあって、なかなか進まないなと思います。

しかしながら、命を守るためには、やはりそこは乗り越えていかなければならないのかなと思います。これは私らも働きかけをしていく必要があるし、やはり村も同じように頑張っていたらいいなというふうに思います。

それで、その中で今、寝室の話しましたけれども、いわゆる北海道の今回の地震を見ていても、いわゆる家具が転倒して、命を奪われた、おけがをされたという方のマスコミの報道を聞いておまして、家具の転倒防止に関しては、村はどういう対応をとられているのかなと思うんです。

例えば、タンスの上に突っ張り棒というんですか、あれをかけることによって、たンスの転倒を防止することができるんじゃないかと思います。これは、そんなに大きな経費をかからないと思いますけれども、なかなか、自分で買ってやってくださいというのね、やれない方もいるんじゃないかなというふうに思いますよ。そういった面で、何らかの対応なり考えるのか、昨日、話も出ました社会資本総合交付金なんかを使って、こういうことというのは対応できるのかどうなのか確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

家具の転倒防止の器具とかというようなご質問でございますが、耐震のほう、建物だけということで、今まで家具の転倒防止の、議員のおただしまで考えといいますか、対象にしていなかったところでございます。

なお、それができるかどうかということで、今の社総金の関係ですか、それも確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 耐震診断とは切り離して、これは進めていただきたいと思うんです。これは、家の方が簡単に設置できると思うんです。もしくは、自分でできない高齢者の方であれば、近所に住んでいる方とか、プライバシーをそんなに気にしないでも頼める方がいるのであれば、簡単に設置ができる。それによって、命が守られるのであれば、これはやっぱり大きな効果を出すと思いますので、やはり村は十分に検討していただきたいと思います。

これ、社総金なんて、私、言いましたけれども、これ村の単独予算でも十分にできるんじゃないかと思います。そういったことを十分に検討していただきたいなという

ふうに思います。

あとは、この地震関連でいきますと、昨日の藤田議員の質問の中で、そのブロック塀の倒壊の危険の話ございました。私、その話を聞いて思ったのは、いわゆる建築基準法の施行令、誰がそんなのわかるんだと思う。私自身、建築基準法という名前は知っています。施行令まで知っているのかと言ったらわかりません。そこで、そのブロック塀の高さ、基準が、規制があるよというの、大阪のほうの事件を見て、初めてわかったというのがあります。

ですから、一般の方も、やはり同じようにマスコミとかを見て、わかったんじゃないかなというふうにするんですけども、やはりこれも、昨日の答弁を聞いているとひとつのこだわりがあったなというふうに思います。県の計画にのっとり、進めることになっていきます。それで、近隣の市町村と歩調を合わせて計画するような話でしたよね。その後、藤田議員がさらに、質問しましたので、村長のほうで実施の方向で検討していくという答弁だったので、少し前に進められるのかなと思うんですけども、そのときに、後ろで同僚の議員と声をかけられて、話が出てきたんですけども、いわゆる大型車が頻繁に通るようなところは、やはりその新しいものであっても、高さがその基準よりも低いものであっても、振動によって劣化が進んでいるんじゃないのかと、それによって倒壊する可能性があるんじゃないかという話を後ろですておりました。そのことも、やはりきちんと対応すべきなのかなと思います。

あとは、民間の塀に関しても、いわゆるブロックですと鉄筋を入れやすい、しかしながら白河石とか大谷石だったら、鉄筋というのは入っていないんじゃないかなと思うんです。それもやはり、振動なり、大きな揺れに伴って倒壊する可能性がある。このことも、やはり頭に入れておく必要があるのかなというふうに思います。

あとは、もう一つ、鉄筋入りのブロック塀に関しても、いわゆる西郷村、雪が降りますよね。建設課長なんてすぐ頭に浮かんだと思うんですけども、融雪剤って使いますよね。かなりね。特に、289号線とか、県道に関しては、県はすごい量を使います。ということは、塩化カルシウムをまいてある、塩をまいて歩いているのと一緒ですよね。そうすることによって、鉄の劣化が激しいんじゃないかと思います。

ですから、そのことも頭に入れて、マックスで危険を捉えていったほうがいいんじゃないかと考えます。そのことはいかががお考えになりますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

今の議員のおただしの件、十分に頭に入れて対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） これ防災のほうに伺いたいんですけど、以前、ここで活断層の話、私、したことありますよね。覚えていますか。当時、ここにいなかったからわからないかな。

西郷には、3本の活断層があるとお話しした記憶があるんですよ。村長、わかる。

1本が江花虫笠活断層、これ天栄のほうから、羽太虫笠地区のほうまで来ている活断層、もう1本が、自衛隊の着弾地のあたり、ですから天栄村ですよ、那須甲子道路と並行して、那須の八幡温泉だっけか、あの辺まで伸びている活断層が2本、というか1本、それともう一つ、西郷瀬付近から台上に向けて1本、西郷は3本あるというふうに私、理解しています。それで、甲子地区あたりにカルデラらしきものがあるという話もした記憶があります。カルデラというのは、いきなり陥没する、カルデラ湖とかわかるように、陥没する危険性の場所があると。これ、私が言っているんじゃないんです。記憶が間違っていなければ、東京大学の地震学研究所で出した本の中に、これが記載があったというふうに私は思うんです。この本は、県立図書館に所蔵されています。これ個人には貸しません。行政には貸し出し、研究目的で行政には貸し出しするそうなので、これはきちんと確認すべきかなというふうに思います。

それで、この活断層を震源とした地震というのは阪神淡路大震災だったというふうに思うんです。今、私たち、地震と言うと東日本大震災、あのことが思うんですけれども、あれは、プレートのずれによつての地震ですよ。太平洋プレートと北米プレートでしたっけ。そのずれによつて起きたもの。阪神淡路はこの活断層がずれることによつて起きたもの。記憶がそういうふうに、新たな災害が起きてしまうと、そっち側に記憶というか考えがいつてしまうんで、活断層というのは、最近、耳にしなくなってきたなと思ったんですけれども、これは、やはり村として、十分に確認すべきかなと思うんですけれども、総務課長、いかがですか。担当課長として。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

今のお話、大変勉強不足で申しわけありません。初めて聞きました。大変興味深い話なので、しっかりと調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 調査をしていただくということで、これ、ちょっと予算をかけてでも、きちんと確認すべきものだなというふうに思います。で、昨日も話に出ていました西郷村史の中で、大正時代に羽太地区で大きな地震があったという記録が残っていましたよね。多分、これが、その江花虫笠活断層が、原因じゃないかという話をしたんですけれども、当時は憶測の話だったんで、そういったことも、今、実質的に検証、研さんしていくべきかなというふうに思います。

こういったことを考えれば、やはり、建物の耐震改修、さらには昨日も出ているブロック塀の改修、さらにはその空き家とかの倒壊の危険性のある建物とか、こういったものをやはり十分に注意ををすべきかなというふうに考えますけれども、再度、お伺いします。いかが対応されますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

今、申し上げましたとおり、調査をしまして、その結果を十分検証しまして、対応の必要なところには、そういった対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 早急に、これは対応していただきたいなというふうに思います。前々村長ですか、前の前の村長が言っていたのは、災害は忘れないうちにやってくるという言葉が、昔は災害は忘れたころにやってくるだったんだけど、今は忘れないうちにやってくるんだという言葉が残っていますので、近々、本当に来る危険性もあるということ、早急にこれ、対応していただきたいなというふうに思います。これによって、村民の方の命や暮らしが守られるのであれば、その予算というのは十分に活用すべきだなというふうに思います。

続いて、急傾斜地等の崩落危険診断等の実施状況について伺いますということでございます。

村においては、急傾斜地崩壊危険箇所が27か所、土石流の危険箇所が25か所、あとは山腹崩壊の場所が28か所とあって、こう防災計画書の中にうたわれていますけれども、これらに関して、治山防災工事の実施状況というのは、どのくらい進んでいるのか、お示しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

治山等の実施状況ということですが、急傾斜地等の崩落危険診断等の実施状況につきましては、平成11年の広島災害を受け、法律制定に至ったものであります。実施自治体は都道府県となっております。調査につきましては、インターネット等で公表されているところでございますが、西郷村では、35か所が土砂災害警戒区域等として公開されております。

調査は、急傾斜地の崩落、土石流、地滑りを対象としておりまして、急傾斜地でございますが、傾斜度が30度以上で高さ5メートル以上の区域となっております。対象となっている区域、急傾斜地、土石流、地すべりということで、35か所の対象地につきましては、県と村でタイアップして、建築説明会等を行っております。危険度の周知とか行っているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、その30度以上の傾斜地で、さらにその5メートル以上ということで、対象になっているということで、今、答弁いただきました。ただ、1つ、気になったのは、県が事業主体という言葉は今、使われまし

たよね。それはわかっているんです、県がやるというのは。ただ、福島県が59市町村ある中で、西郷村だけ特別にやってくださいと言ったってそれは無理ですよ。ましてや、この福島県というのは、海をかかえている県なので、どうしても浜通り地区のほうが重点的になるのかなと思うんです。

それと、活断層においても、やはり浜通り地区が活断層の率がいっぱいあったというふうに記憶しています。そういった意味で、県が事業主体でという答弁は、昨日もそうでしたけれども、これはちょっと納得できないと思う。一番、村の人がわかるわけですよ、危険箇所というのは。それで、今までなかったらというところも今回の北海道の地震見てもおわかりのように、過信が、ああいうふうな大きな被害を生んでしまうのではないかと。ましてや、夜中の3時ごろに地震が発生したんでは、本当にどうしようもないというのものもあるかもしれない。

だから、事前にその危険な場所を察知しておく、検証しておくというのが必要なのかなというふうに思います。これはやはり、村でも、この部分に関してもしっかりと予算をとって、対応すべきではないかと考えます。

さらに、万が一、崩落がしたとか、そういった場合に、下流域というんですか、崩落した下のほうのどこまで影響が及ぶのか、このことについても、やはり村は検証すべきではないかと考えますけれども、いかがですか。伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

ただいまの質問でございますが、県においても実施箇所が多いということでおただしであります、おただしのとおり、県内の傾斜地、数多くありまして進まないのが現状でございます。

県のほうにも、県、県と言って大変申しわけないのですが、村のほうでも危険なところは早急に対応していただけないかというようなことで要望も行っているところで。対処が進むように、さらなる要望を行っていきたくと思っておりますが、村としましても、前に説明会をやったというのは、平成17年ごろから平成29年ごろまでということで、全箇所、ここは危険な区域ですよというようなことで、皆さんに来ていただいて、住民の方に来ていただいて、説明したところです。ただ、全員が参加というようなわけではございませんでしたので、さらなる危険部分の周知をしてみたいなと思っております。

また、そういうふうな対策、村全体として考えなければならぬところがございますので、建設課としましても、防災担当のほうと、よく協議をしながら検討してみたいなと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま、答弁いただいたんですけれども、今、建設課ということで、あとは防災担当ということで、総務になるのかなと思ったんですけれども、これ、建設と総務だけじゃないですよ、実際ね。農政課も絡んできますよね。

だから、こういうことは、やはり全庁全課挙げて、きちんと対応すべきじゃないか

と思いますよ。それで、こういう診断をしていく上で、必ず問題として出てくるのが、そういう危険地域とかって指定をされると、不動産価値がどうのこうのという話が出てきますよね。しかしながら、不動産価値よりも、やはり何度も言うように、人の命をいかに守るか、このことに村は特化して、この事業を進めていただきたいと、このように思います。

続いて、河川等の災害予防対策について伺いますということですが、いわゆる8・27災害のときに、水害のときに、河川の氾濫とか、西郷村においてもかなり被害が出ました。その後、河川の状況を見ていますと、いわゆる護岸工事を進めて、護岸をコンクリートで固めて、それで工事を終わしているというふうに理解をします。これも、村の中の年寄りといろいろお話を、年寄りの方から、いろいろとお話を聞かせてもらおうと、護岸を固めたってしようがないだろうと、水がいっぱいになったら、あふれてしまうと、何で川底掘らないんだ、河床を採掘しないんだということを言われます。

これも、やはり県が絡んでくるのかなと思うんです。以前から、この場において河川の環境美化ということで、堆積物が多いとか、ヤナギの木がはえているとか、クワの木がはえているとか、いろんな意見がありましたよね。その川の流れをきれいにする意味でも、やはり河床の採掘というのは考えるべきではないかと思えますけど、いかがが対応を考えますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○建設課長（鈴木茂和君） お答えいたします。

今、河川管理、県が絡んでくるというようなことで、おただしありました。

確かに、西郷村の大きな河川、ほとんどは県の管理となっているところでございます。県としましても、パトロール等を行いまして、村の行政区長要望というように県に対応をお願いしているところでございます。

西郷村におきましては、昨年度、山下地区の堀川、大清水地区の谷津田川の河床整正とかを、掘り下げたり、河床を整生をしてもらったところでございます。

まだ、県管理の河川、まだあります。その優先順位を考慮して、順次施工を実施していると状況ということで、県のほうから回答を得ております。

ただ、先ほどお話をされましたように、災害はいつやってくるかわからない、すぐ、どこでもやってくるというようなことでございますので、引き続き、積極的に県のほうに働きかけをして、順次やっていただきたいと思いますと思っております。

河川課に、県管理の、今、お話でございましたが、村管理の当然河川もございます。そこについても、危険箇所を把握し、そしてヨシとか草刈りとか、危険であるところは順次、草刈りとか、そういったものを行っているところでございます。

また、河床整生につきましても、危険度を調査し、現場を見て、進めてまいりたいなど考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 非常に難しい問題ですよね、これはね。なかなか、村の中の川

の河床を全部掘り下げられるのかといったら、なかなかそれは難しい。ましてや、上流部にあつては、水が流れていない、水なし川みたいなものもありますよね。しかしながら、大雨が降ると、やはり水が急に流れ出て、あふれ出すなんてことも考えられる。実際にも、そういうのがある。それに対しても、やはり村は対応していかなければならないということで、これは非常に難しいと思うんですけども、やはり、国・県に対して、予算をもっと出すように強く求めて、安全を守るために、努力していただきたいというふうに思います。

で、それと並行しながら、これは総務課のほうになるのかなと思うんですけども、さっきもちょっと触れたんですけども、山腹崩壊とかで、流れ出したときに、河川があふれて流れ出したときに、危険性が迫ったときに、やはり一番優先は逃げることですよね。よく、テレビ、マスコミとかで言うのは、夜間は危険なんで縦方向に逃げなさいとか、いろんなことを言う。でも、事前にやはり避難を促す、このことが必要なんじゃないかと思う。これらに関して、情報伝達に関しては、エリアが狭まりますよね、河川の周域とか、崖の下の方とかというふうに狭まってきますけれども、こういった方たちに危険が迫ったときの情報伝達方法というのは、どのような体系を考えているのか、お示してください。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

議員おただしの件は、その災害の起こる地区によって、さまざまな状況が違いということで、その地区特有の災害、例えば、河川に近い集落であれば、河川の氾濫、河川に遠いところであれば、そういうのはないけれども、別な災害があるといったようなことで、さまざまなケースが考えられるんですが、本来ですと、その地域防災計画の中でも、地区防災計画とあって、地域の特有の災害については、事前に計画を作成するというようなことになりますので、今後、自主防災組織の組織化等も含め、その地域に特有の災害がありますということで、住民の方に、そのリスクを自覚していただいたりということが必要になるかと思えます。

また、ご質問の災害の伝達ということになりますが、今後は、そういった組織ができれば当然、災害、その地区にだけ特有の災害となりますから、情報を綿密に伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、答弁いただいたんですけども、地区防災とか自主防災とあってお話があつて、自覚を持っていただくというのは、先に危険箇所の指定とかで話の中で触れたかなというふうに思います。まず、本当に自覚が、その周辺に住んでいる方に自覚を持っていただくというのは一番必要なことだと思うんです。

さらに、これ、岡山の例だったのかな、大雨が降って危険が高まったときに、行政が、行政職の人、あと消防署の人もいたと思うんですけども、テレビで一瞬ちらっと流れたのを見ていたんですけども、各避難困難者の方々に、連絡をしているシーンがあつたんです。大雨が降りますと、水かさが増す危険があるので、早めに避難

してくださいと1軒1軒そうやって電話をしている。こういったことによって、その地区は、大きな被害が免れた。人的な被害が免れたという事例が、テレビでちょっと流れているのを片目で見ていた記憶があるんです。こういった組織も、やはり村としては、つくっていく必要があるんじゃないかと思うんです。

このことに関しては、いかがお考えですか。伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

災害時に、避難行動をするのに支援の必要な方というのは、事前に要支援者名簿ということで作成をしております、行政区長さん、それから民生委員の方、それから消防、警察、さまざまなそういった方々への情報共有ということを進めております。

具体的に、近くに支援を必要とされる方が、こういう方がいらっしゃいますという具体的なお名前等も、その名簿で確認できますので、その体制をさらに充実させるということで対応したいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 7項目めの災害時の要援護者の対応について、対策についてというふうに入ってしまったのかと思うんですけれども、もう一度、これ後から確認したいと思うんですけれども、火災予防対策について伺いたいというふうに思います。

この防災計画の中には、建物の不燃化についてということで、計画がうたわれていたというふうに思います。これ、建物の不燃化ということで、例えば、壁紙を燃えにくいものにするとか、カーテンを燃えづらいものにするとかという計画があるのかなというふうに思います。

もっと以前の話をする、個人住宅用に火災報知機の設置が義務づけられましたよね。あの当時、多分、設置、かなりしたと思うんです。この時間の経過とともに、点検や交換というのを行ってもいいんですかね。例えば、公共施設だと、年に1回、係の方が来て検査をして、安全性を確認していますけれども、この火災報知機に関しては、そういうことというのは必要ないのかな。いかがなんでしょうか。伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

ちょっと詳しく存じ上げているわけではありませんけれども、通常の場合ですと、当然点検等は必要になろうかと思えます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、必要になるだろうということで、突然、今、質問しているので、火災報知機に関しても、やはり点検をする必要があるのであれば、点検をしなければならぬ。

あとは、時間の経過とともに、交換をしなければならないと思うんですけれども、これも、やはり、当時5,000円とか、安いもので3,000円くらいの値段だったのかな。それでも、やはりなかなか大変、寝室の数が必要だよとか、火を使うところ

に設置する必要がありますよとかいう話だったんだよね。1軒の家で、結構数が必要になってくると、やっぱり金額的にも大きくなる、そういった中で、なかなか進まないという話もありました。これも、やはり建物の不燃化について、一つの取り組みとして、取り組むべきではないかと考えますけど、いかがでしょうか。伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

議員のご質問のとおり、不燃化をかかるといのは、それにこしたことはないので、そういった方向性でやりたいというような認識は持っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 当時、火災報知機の話が出たときは、社会資本整備交付金事業、こういった予算なんていうのはない時代だったというふうに理解しています。

ですから、今回、その社総金とか使えば、この火災報知機なんかも該当するんじゃないかと思うので、そういった使えるものをどんどん使って、まず、災害弱者と言われる高齢者の方の世帯とか、あとは子どものいる世帯を、優先的に、具体的に、建物の不燃化の事業の中の一つとして進めるべきだというふうに考えて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、避難所等について伺いますということなんですけれども、これも以前から取り上げているので、内容は十分把握されているのかなと思うんですけれども、いわゆる、万が一、災害が発生した場合に、大きな空間、例えば、学校の体育館とか、文化センターの大ホールとかに皆さん避難をされて身を寄せるというのが、大体セオリーなのかと思います。

そこで問題になってくるのが、やはりプライバシーの問題。嫌ですよ、全然知らない人が、すぐ背中越しにいるというのは。やはり、なかなか災害でつらい思いをしている上で、さらに、そういうプライバシーが確保できないということで、つらい思いをするということで、いわゆる段ボールの間仕切りが必要なんじゃないか、こういうものも整備する必要があるんじゃないかというお話をしてきました。ましてや学校の体育館にしても、文化センターのホールにしても、床がかたいところでそのまま寝るわけいかないと。今、災害が発生したとき、活躍するのが段ボールベッドというものですよね。こういったものも、やはり村は確保すべきではないかというふうに考えます。

ましてや、その時期によっては、寒さが強くなる部分もあります。ですから、そういった面で毛布や暖をとれるような、そういったものが必要なんじゃないかということも考えます。

あとは、今、携帯なりスマホを持たれている方が、ほぼ全員の方が持っているんじゃないかというぐらい持たれているというふうに思います。そういった面で、小型の発電機等々、昨日、おととい一般質問の中では、自家発電というお話もありましたけれども、そういった面で、各避難所に関しては、小型の発電機等々、これはインバーター型の小型の発電機じゃないと、携帯とかスマホは対応できないということで、そ

ういった機器の準備はすべきではないかと考えますけれども、計画はどのような計画になっているのか、お示してください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

議員ご質問のとおりですが、現在、各小学校等、小・中学校の体育館などが避難所となっている場合に、やはりプライバシーの確保のためにということでございまして、村のほうでも、そういった、当然、需要がございますので、間仕切り等の備蓄というものを進めております。

また、先ほどの中でもお話でありましたとおり、今は携帯、スマホ等々たくさん、ほとんどの方が持っていらっしゃいますので、電気の需要というものもございますので、発電機などの備蓄もしております。

数については、まだまだ足りないということで、今後、計画的に進めていきたいというふうに考えておりますが、今、進めているものについては、毛布とか、簡易トイレとか、発電機、給水袋、それから避難所の間仕切りなどを備蓄させていただいているという状況でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、段階を追って準備しているということで、理解をしたいと思えます。

こういった、間仕切りとか段ボールとか発電機とかというのは、本当は使わないで、無駄になっちゃったねと笑えるのが一番いいなと思えます。ただ、いざというときにないと、本当にどうしようもないというのが現状なんで、これは計画的に進めて、本当は必要ない形が迎えられるればいいんでしょうけれども、なかなかそうもいかないということで、段階を追って進めていただきたいなというふうに思います。

続いて、救援物資等について伺いますということなんですけれども、これに関しては、一昨日の一般質問の中で、イオンとかツルハのほうと提携を結んで対応をするということだったんですけれども、これも以前、私、ここで申し上げたように、いわゆる広域的、東京から福島までの大型の災害が発生したときに、いわゆる救援物資、ツルハとかイオンと提携を結んでいる物資が、中央に流れる可能性があるんじゃないかと、あとは中央のほうが発災を受けた場合に、いわゆる地方までそういったものが順次回ってこなくなる可能性もある。あとは、判断ができなくなる可能性もあるということをご指摘しています。

ですから、ある程度、村も準備をする必要があるんじゃないかということをお話をしております。その中で、各家庭においても、家族分の、最低でも3日分くらいは準備を、備蓄をしてもらうという、準備をしていただく、このことも、やはり村からお願すべきじゃないかというふうに考えます。

いかががお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、災害時で広域的な、大規模な災害等があった場合に、先日お話しした災害協定とかでも物資が届かないというようなケースもあるのではないかとすることは、可能性としては、あろうかと思えます。

なので、備蓄をしないというわけではなくて、そういう物資の調達の方法として、備蓄も一つの方法であります、災害協定による調達というのも一つの方法というようなことで、いろいろな方法で物資の調達に努めていきたいというふうに思っております。

それで、今、議員のお話の中にございましたとおり、本来ですと、実際、有事が、災害が起こったときに、例えば、道路等が寸断されて、被災地に向かえないといった場合などがありますので、各家庭で何日分という、3日分ということでおっしゃいましたけれども、各家庭で備蓄をしていただくというのが、まず基本だと思います。それで、その一定を超える災害になった場合には、いわゆる、寸断された状況等も時間とともに解決していった場合に、行政のほうから手を差し伸べられるという時間まで、皆さんに被災地のほうで耐えていただかねばならないということもありますので、備蓄のほうは、啓発等を通じて、各家庭のほうにお願いしたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 揚げ足取って悪いんですけども、自主的に準備してもらうのが基本だと、今、言いましたけれども、逆なんです。公が準備しておくのが基本だと、ただ、ここにいる人たちも実際に村民の方ですよ、多くの方が。同じように被害を受けるわけですよ。ましてや、今、課長が言われたように、道路が寸断されたりなんて、いろんな問題が出てきますよね。だから、村でも備蓄をちゃんとします、でも、皆さんもお願いしますよというふうに持っていかないと、何だそれとなっちゃいますよね。だったら、公共団体なんかいらんんじゃないのかと言われてちやうんじやないかなと思います。だから、そこは考え方を改めていただきたいなというふうに思いますよ。

あとは、今、課長のほうから言われたように、各家庭で備蓄をする、あとは方部ごとに、今は村の中に水防倉庫とかって、水の災害に備えていろんな倉庫って準備されていますけれども、それと併せて、村の地形をよく検討して、私がよく言うのは、西郷村、6つのブロックに分けて、それぞれの倉庫を設けて、そこに備蓄することも必要ではないかというふうに考えますので、そのことも検討していただきたいなというふうに思います。

あと、災害時の要援護者対策と自主防災組織、これ関連しますので、1回で質問していきたいと思えます。

このことが、やはり一番大事なことなのかなと私は思います。万が一、災害が起きてしまったそのときに、いかに行動を起こすか、いかに災害弱者といわれる方に対して支援できるか、このことが求められると思えます。

ただ、広域的に、先ほどから言っているように、災害が発生した場合には、村なり

消防署なり警察なりが、全体を対応しろといってもなかなか難しい。ですから、この自主防災組織の整備というのがやはり重要だと思えます。

これは行政区や集落単位で、組織づくりを行って、万が一の場合には、誰がどういふふうに対応するとか、具体的な行動計画をやはり立てて、その訓練まで行う必要があるんじゃないかというふうに考えます。

これに関して、村はどのように指導されていくのか、このことを伺いたいと思えます。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、災害時にいわゆる道路等が寸断されたケースとか、そういった場合に、なかなか、いわゆる公助という部分で対応ができないケースというのが出るということで、その際に活躍するのが自主防災組織ということで、これは阪神大震災とか、そういった大災害の後に、やはり機能しなかったという反省点に立って、こういった組織をつくるべきという考え方になってきております。

当然、毎年のように発生しています災害等を見ますと、やはり災害直後に助け合っ、自主防災組織の中で助け合っている風景とかを見ますので、非常に重要なものだと思います。

そういったことから、村としましては、行政区単位なのか、集落単位なのか、それぞれ、その地区の実情というものがございまして、そういったもので考慮しまして、この組織のほうは、ぜひつくっていただきたいというふうに思いまして、今後、この組織化に向けての支援等について、先ほど言った役割分担等の標準的な考え方とかも皆さんに説明をさせていただいて、自主防災組織の組織化というのを推進していきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） この自主防災組織などが、一番重要なのかなというふうに考えます。村でも同じような考えだということで理解をします。

やはり、一番身近な単位となると、行政区や集落単位なんじゃないかなと思えます。この集落単位が集まって、行政区を形成して、行政区が方部を形成していくんじゃないかと思えます。ですから、このことを優先的にやっていただきたいなというふうに思えます。

防災に関して、積み残した分があれば、あと4番議員がこの後質問しますので、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 1 2 番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. 西郷村の補助金農業について
3. 教育行政について

○ 1 2 番 (後藤 功君) 1 2 番。一般質問をします。

ちょっと村長に言いますが、今、上田議員が、いろいろ村長に聞きたいと、それで、通告にないから答えられないと、これでは困るんだよね。やっぱり、村長なんだから、細かい数字を、今はこうです、出しなさいとか、そういう場合は即答はできないけれども、しかし、村長の考え、大ざっぱなことくらい言えるはずなんだよね。

それを、答弁拒否というか、そういうことでは、これから先行き、我々も村長に対していろいろ聞くことも、議会として活発な議論を西郷村の最高の議決機関である村議会がないがしろになっちゃうと、そういうことで、村長にはやはり、準備の都合上はわかりますが、しかしながら、村長としての大枠の考えくらいは言えるはずなんですよね。充分、心がけてほしいと思います。

話、また変わりますが、自民党の総裁がようやく決まりまして、安倍総理がまた再選されたという状況であります。その結果は、安倍圧勝じゃないかという予想されましたが、石破候補もかなり善戦したということで、私もこれはやっぱり、国民の民意が反映されたんじゃないかと。自民党議員も、これは話にならない、自分の保身で、得か損かの判断で、いや、安倍だと、安倍総理に入れなければ役職にもつけない、いわゆる冷や飯を食うんだと、そんな程度で、日本の国会議員もこんな程度なんですよ。誰でもなれますね、こんなことは。ろくな者がいないと。私もその一人なんですけれども、政治家なんていうのは、本当にいろいろ評論家言っていました、ろくな者がいないんだと、そういう前提で私も、こういうことをやっているんですが、いろいろとあるんですが、本当に真剣に国政なり、地方の政治なり、果たしてどれだけ考えているのかと、甚だ私も疑問に思うところがあります。

それで、要するに、有権者がもう少し深く物事に対して考えれば、これはまた違った結果が出るんですが、いかんせん日本国民もかなり劣化しておりまして、目先の欲得、あるいは興味のあることしか関心を示さない。政治なんていうのは、誰がやっても同じなんだと。それで代表者に任せているわけでしょう。その代表たる政治家が、自分の利害関係だけで判断している。非常に問題であります。これは、いずれ日本もだんだんおかしくなってきた、しまいには潰れるんじゃないかと、私は危惧しております。

西郷村だって、今は、平穏無事に何となく暮らしておりますが、しかし、これは政治の如何によって、非常に危ういものだ。ですから、前段で高橋村長には、そんな通告にないから答えられないなんて、こんなことを言ったら危機のときにどうするんですか。先ほども災害対策どうのこうの云々ありましたが、そのとき、私予想していなかったからわかりませんなんて言ってもらえないでしょう。単純に。

そういうことでありますから、よくよくやっぱり厳しさをもって政治に臨んでもら

いたいと、まず思います。

それで、村長の政治姿勢ということで、私は質問をするんですが、村長は今議会、総合運動公園つくるんだということで調査費用を計上したと。そうですね。選挙期間中、そういう運動公園を公約として上げたのは、私もそれはわかります。で、私は、総合運動公園、いろいろ各施設、そういうことを整備するというのは、何も私は否定はしません。これは無いものがあることによって、多くの人たちが利便性、あるいは人間社会生きていく上で非常に便利になったと、こういうものがあればいいなど、そういうことで活動するわけですから、それを一つ一つ整備するということは、そのことに対して、そんなもの要らないんだという極端な意見はないんですが、しかし私は、もっと、せっかく村長が、前村長から引き継いで、村政に当たっているんだと、この最初の何をやるかにおいて、運動公園なんだと、これは一つのそれはそれで政策なんだろうが、もう少しやるべきことがあるんじゃないのと。やっぱり西郷村の住民が、一番、その今、喫緊の課題として望んでいること、それは総合運動公園ではないと思いますよ、私は。一部の人はそうかもしれないけれども、やっぱり身近な生活環境とか、例えば、昨日、大石議員が言われたとおり、役場庁舎、老朽化しているから、何とか使いやすいようにすべきではないとか、いろいろ優先順位というのがあると思うんです。それに対して、運動公園なんだと。先ほども、上田議員がいろいろ介護のことについて、もう少し村は独自に援助したらどうなんだと。そういう金も、何十億円かかるわけじゃないから、だから、少しでも分野へ回すとか、いろいろな施策があると思うんです。その辺、いろいろあるんです。

第一、その運動公園をなぜつくるんだと、それと同時に、その運動公園自体の私たち、全体構想わからないんですけれども、そのどの場所にどういったもの、キャパ、どのくらいの広さが必要なんだと、それから、総事業費は幾らかかるんだ、それから、年間維持費幾らかかるんだという、そういうランニングコストというか、総事業費、その辺をきちっとお示していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。12番後藤功君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

総合運動公園ということでありまして、総合運動公園構想は私の公約の一つでありまして、ほかにも公約ありますけれども、ほかとの公約のバランスをとりながら整備していきたいと考えております。

場所につきましては、野球場のある下の中島地区、あそこを予定しております。

それから、面積とか総工事費とか、あとランニングコスト、それは今回の基本構想の中で煮詰めていきたいと考えておりますので、ご了解賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、具体的に総事業費が幾らとかまだ決まっていないのだと、そういうことですね。私は前段でも触れましたが、いい悪いというそういうことではない。ただ、この財政事情とか、いろいろなトータルした西郷村の予算、それからいろいろな総合的な政策的に、この総合運動公園がまず取り組むべき課題なのかと、そういうことなんだよね。村長選の公約でもあると、それはそれでわかりますけれども、村長にはそのほかのいろいろな政策というのはあると思うのです。まずそういうことに手をつけて、具体的な構想、ぜひ、その、例えば企業を持ってきて、用地を手だてしてとか、そういうことを、仕事をするのが私は優先すべきなんじゃないかと。

これ、恐らく、今、全体構想の総予算とかまだそういう段階ではないというんだけど、私の予想では、これは相当な面積が必要ですし、上物も建てる。管理費。そういうことを考えると、恐らく、総事業費、数十億円まではいかないかもしれないけれども、二、三十億円はかかるでしょう。それから維持費と。そういう多額な予算を伴うことが果たして西郷村民全体の要望が沿うのか。私は決してそう思わない。

やはり、これから予想される高齢化社会、団塊の世代があと四、五年で後期高齢者の仲間入りをする。そうすると、介護保険とかいろいろな医療費、福祉事業に大変なコストが予想されます。それで今、国もいろいろなところで大変だということで問題になっているんです、実は。だから、西郷村もそういった最大のそういう課題に対して決して無縁ではないです。そういった問題が、これ、今でもそうですよ。もう、保険事業もパンクしていますから。

それから財政事情。国はもう借金で、国債を発行して、国の予算の半分は国債です。要するに、借金して国を運営している。そういう状況の中で、総合運動公園とかそういう多額のそういうものを果たしてやるべきなのかどうか。これは私1人の考えではありません。いろいろな人からそういう巷間言われることが耳に入って、どうなんだと。いや、私はそれはそれとしても、やはり、今申し上げたようないろいろな事情から、これは決して優先課題ではないと、そう申し上げております。

国にしても何でも、戻りますが、大変なこの危機。これ、我々は一般の村の予算がどうか、国の予算の現状はどうか、一般の村民あるいは国民の間ではなかなかわからないですよ。でもやはり、きちんとした責任ある企業あるいは役所の人、エコノミスト、いろいろな人は、やはりこれは当然危機が大変だと。実際そうなんです。そういうことに対してあまりにも疎くては、これ、どうしようもないと。

村長なんだから、私もここに書きましたが、村長になる前は役場の職員として奉職して、それでいろいろ地元の少年野球、ソフトクラブの監督としてやって、指導しておられたと。それはそれとして、子どもたちを面倒見て、そういったスポーツの面においてやってきたというのはそれはそれで評価しますが、しかし、その延長で、そ

れだけが政治の目的化して、それを満たせばいいんだと、これ、そうはいかない。職員時代は、悪くとれば、あまり、ひとつの市民として暇だから、役場の仕事も暇なんだか何だか知らんけど、本当に忙しい人は少年野球の指導なんてできないぞ、これ。夜勤が忙しくて大変だとか、明日、朝、何時に行かなきゃいけない、夜中に出勤する人が少年野球の指導なんてできないんですよ。それ、いいか悪いかは別ですよ。それはそれなりに評価しますが、しかし、そういうことの延長で政治をやられたら、これはかなわないと。

なぜならば、やはり、納税者、我々は、そういったことに対して貴重な血税を何十億円もつぎ込んで、それはどうなんだと。村民等しく、それは、あそこに運動公園あるといっても毎日行きますか。それは一部の健康マニアとかスポーツマニアが毎日ランニングしたり散歩する。そういった人たちは結構ですよ。しかし、大多数の村民は1回も足を運んだことがないと、そういう結果になるんですよ。そして、何よりも運営するコストがかかる。今、村民プールをつくっても、5,000万円のコストがかかるでしょう。入場料を差し引いても、恐らく、これ、結果まだわからないですけども、二、三千万円の赤字でしょう。それから、温泉健康センターだって5,000万円も赤字を出しているでしょう。

一口に赤字、赤字だと、それはそれなりの役割というのはあるから、私は一概には言えないかもしれないけれど、しかし厳然たる財政においては、全部これ垂れ流しなんです。今や1億円ぐらいの金はどんどん流れている。それが生産的なことに使われるのなら私はかまわない。しかし、ごく一部の人だけが健康増進だ、年寄りの、そんなもので経済回っていくのかと。多くのきちんと考えている人は、やはり疑問に思っているんですよ。ここに書きましたとおり、村長はそういうスポーツ関係者とか西郷村の経済云々なんていうのはあまり考えない人たちだけの要望を聞いて、それが政策課題としてやっているんじゃないかと。よくよく私はこういう表面に出てくるものに対してはそう思うんですよ。その点、もう一回伺うんですが、どういうふうな発想でやってるのか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

何をさておいても総合運動公園ということではないです。やはり、6つの公約がありますので、その中の一つとして考えておりまして、議員おっしゃるとおり、最終的には財政の規模もありますし、マックスで考えていきながら必要最小限の選択肢もあるかと思えます。ですから、それはそれなりの公約の一つとして、公約を言いますと、1つは地域経済の活性化、それから少子化対策、子育て支援、3つ目は高齢者にやさしい社会基盤の整備、環境教育の整備、それから総合運動公園、防災体制、全てに力を注いで、バランスよくやっていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ちょっと今、先ほど私、少年野球ってスポーツ少年団ということなんです。それ、訂正しておきます。

村長、今、いろいろなこと公約に掲げているんだと。だから、それはそれで、じゃ、なぜスポーツ公園なんだと。先ほど上田議員も、いろいろなルール、そういう一番これをもっと政策に力を入れるべきだと言ったでしょう。そういうこともなぜ優先しないんだと。もちろん、政治ですから全体的なバランスをとりながら、偏ったことはなかなか難しいですけども、これ、私との認識の違いかもしれない。しかし、やはり、政治をやるからには、そういう一部の人、そういうことではなくて、納税者がどういう、何を望んでいるのかと。私よくわかるんですよ。

村内の企業、この間も我々の所管の産業建設常任委員会で、信越半導さんにお邪魔をしていろいろ懇談申し上げたんですけども、企業は相当な危機感でやっている。やはり、日本の国内だけではなくて、世界の市況、経済状況と照らし合わせて国内投資もするんだと。先ほどその長久保工業団地、早く工場を立地しろと私らも言ってきたけれども、それなども、やはり、半導体のシリコンウエハーの世界の需給バランス、今は増産、増産だけれども、しかし、いつそういうまた別な局面があるかどうかわからないから、やはり慎重になっているんです。工場長が一存で決められないこともある。しかし、やはり企業というのは、それほど、あの超優良企業、年間純利益が2,000億円を超す会社でも、決してそういうことに浮かれることなく、ぴしっと厳しい目で事業を展開するわけです。

我が西郷村はどうなんだと。非常に私は役人の、これは予算、年間100億円の中でどういうふうに振り分けて、適当に、適当ではないんでしょうけれども、埋めていって、前例踏襲、去年もずっと予算つけて、そうすると、実質公債費比率にもよりますが、使える金は幾らあるんだと。借金すれば当然ないですよ。そこから捻出して、いろいろ事業を展開するんですよ。そういうスポーツ、これは例、実際挙がっているからですけども、そういうところに多額の資金を投入すべきなのかどうかと。私は企業感覚で言っています、これは。自治体の運営も、これ、同じなんです。我々は、議員と執行部は経営者ですから、そういうことからの発想なんです。だから、使われている、給料もらえばいいんだということじゃないです。やはり、先行きを見越して、どれだけの収入があって、支出があって、どこに赤字があるんだと。この事業はもうだめだから次の事業に振り向けようと。その投資をどうするんだと。そういうことが明確になっていないと。

先ほど、私、ちょっと言い過ぎだったかも、ろくなものがないんだ、それはなぜそうなんだと、自分のことしか考えない。自分の納めた税金がどういうふうに使われたのかということ、国民の皆さんはあまり関心がない。目先の誰が、芸能人が別れた、滑ったとか、野球が何だ、勝ったとか、大坂ナオミが「オヤスミ」なんて言ったことで、騒いでみたり、これ冗談なんですけれども、そういうことで、それはそれで一つの文化の一部ですけども、しかし、そういうことではあってはならないと思うんです。やはり、きちんと財政というものを考えながら、私は何も使うなとか、やるなとか。ここで申し上げているのは、要するに、西郷村のこれからの明日の飯の種をどうつくっていくかと。企業でいえば投資ですよ、これ。投資のないところには結果

は生まれませんからね。ただ、出しっぱなしの経済でどうなんだと。そういうことを言いたいわけです。

じゃ、例えば、これ、そうは言っておきながら矛盾するかもしれないけども、その中島の地、あそこも聞くところによると地権者がなかなか反対だという人も聞く。あるいはまた、一部の人は買ってもらいたいと。これはいろいろあるでしょうね。じゃあ、その土地を取得するには、やはり金がかかりますでしょう。西郷村ではそういう地というのがありますね。具体的に言いますが、折口から、真船の、向こうの、トアエイヨーの土地、あれがいまだに利用されていない。それから、あそこには、その奥は真船集落の共有地ですか、山。なるほど、場所、それから山を背負っている。もっと、つくるなと言っておいてそういう矛盾するかもしれないけれども、もっとすばらしいものができるんじゃないの。

要するに、森林自然公園。これ私ドイツに行ったからわかるんですけど、ドイツというのは森を公園にして、そして、そこで車を乗り入れて散歩したり、そういう、自然、そういうものを大々的なスケールでやっているわけですね。ニュージーランドも行きました。すばらしい景観です。そういう、やるならそういう大構想のもとに、土地もあると。これは一つの、そういう、教えておきます。今すぐとは、そんな多額の金もつたいないとか、矛盾してしまうんだけど、そういうこともあるでしょうと。なぜなら既に村有地があるから、土地を買い求める必要がないんだと。あそこは工業用地としては地盤が軟弱だから重量物を設置する会社には向かないと言って、いまだに、いろいろ過去には立地企業のどうのこうのとあったけれども、どうもその地盤が悪いからだめなんだということを聞いています。だったら、そういう別なことで使ったらどうなんだと。これは一つの私の考えです。

村長は、だから、結論的に言えば、そう急ぐ、この総合運動公園について、喫緊の課題ではないでしょうということ。あくまでも、早くつくるんだとか、それはあなたの支持者が、スポーツ関係者がつくればいいのか、地権者が早く買ってこないかなど、恐らくそういう類いなのでしょう。違いますか。もう一回伺います。いろいろ、慎重に、なお、私の今言ったようなそういうことも考えられるのかどうか。そして、これを進めるじゃなくて、一度立ち止まって、総合的にいろいろなことを手を打つ考えがあるかどうかを聞きます。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） いろいろご提言ありがとうございました。

半分応援していただいて、半分バックギアみたいな感じでしたけれども、まずは基本構想をつくって、その中で土地も打診したいと思います。その中でいろいろな選択肢、今言われたトアエイヨーの土地とか村の共有地とか、いろいろ選択肢も出てくるかと思えます。そういう総合的なことを含めて、基本構想の中で、例えば私、私去年10月、議員でしたけれども、パークゴルフを見に行きましたし、議員の皆さんも「いいな」という共有感も持っていただいたと思えますし、そういうことで、その総合構想の中でやれるものから順次やっていきたいという考えもあります。そういうこ

とでご理解賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 私、何回も言うんだけど、村長の発想は、これうがった見方、私の。この土地を買ってくれないかという人のあれが強いんじゃないか。そういう発想ならこれはおかしいんじゃないの。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） そういう話は一切ありませんので。本当です。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） こういうのは副村長が得意なんだよな。

結局、もし、今すぐじゃないけれども、私もそれは自分のそういう構想はあります。先ほど申し上げたように、去年、行きましたね、北海道に。グラウンドゴルフの。それにはキャパの問題、それから自然を、そしたら先ほど申し上げたトーアエイヨーから真船の共有地の山なんか大変いいところですね。だから、そういうことも考えたほうがいいんじゃないのと。もし進めるなら。

この問題はそれまでにしますが、今度は産業政策ということです。先ごろ、先般、東京の大田区の商工関係者が西郷村に来村した、訪問したということです。それで、私は昔というか以前に大田区の中小企業のすばらしい日本の産業基地、そういうことでいろいろ取り上げた経緯があります。それで、今回、大田区の皆さんが、関係者の皆さんが来村してきたと。そこでどのような話をされたのか。例えば、西郷村と何か連携して新しいことをやっていくとか、いろいろとあったと思うんですが、その辺をまずお聞きします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 12番後藤議員の一般質問にお答えいたします。

東京都大田区の商工関係者の西郷村への訪問についてでございますが、まず、訪問のきっかけからご説明申し上げたいと思います。

毎年、大田区では、2月初めにすぐれた技術、技能を広くアピールすることを目的とした展示会でありますおおた工業フェアを開催しております。大田区内に本社があり西郷村に工場がある村内事業者が、このおおた工業フェアに参加いたしまして、本村の紹介をしていただきましたところ、昨年10月に大田区の企業グループでありますJ o i n t—92に所属している会社で6名、昨年11月には工和会に所属する会社で14名、そして、先ほどお話がありました今年8月に大田区異業種交流グループ連絡会に所属する会社で10名の各企業の代表者が来村し、視察研修等を行っていただいたものでございます。

視察内容につきましては、西郷村及び村内企業の紹介、村内企業の視察、西郷村商工会会員との交流会などございました。また、村といたしましても今年2月にこのおおた工業フェアに村内企業と一緒に参加いたしまして、村のPRや交流を図ってきたところでございます。

現在、こうした一連の交流によりまして、大田区の企業と村内企業との取引の話も

出てきておるところでございます。

議員もご承知のとおり、大田区は京浜工業地帯の主軸として高度な技術力を持った企業が数多くある産業のまちでございます。大田区、西郷村のお互いの企業が定期的な情報交換を図っていくことによりまして、今後も企業間取引の拡大や新たな事業の展開へと発展し、ひいては西郷村の地域経済の活性化につながっていくものと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 大田区は言わずと知れた、関係者は、東の大田区、西の東大阪、日本の中小企業の最大の、いわば日本経済を裏で支えているんですよ。だから、大企業が脚光を浴びがちなんですけど、実は、この二大工場群が日本経済を支えている。技術も町工場の二、三人の人でもロケットの先端部分をつくるとか、いろいろな部品、そういうことで重要な役割を果たしている。以前は、私が何年前か、十何年前、企業数が9,000社あったと、大田区は。ところが、今、半減したと。これも後継者がいないとかそういう問題です。

だから、日本経済を支えるのは何も大企業が、一握りの大企業が支えているわけじゃないんです。大部分は、日本に何十万社あるのかな、200万社とか、ちょっと数字はわからないんですけども、相当な数があるけれども、大企業なんていうのはほんの一握りですよ。後は中小企業、ほとんどね。それが経済を支えていると。そしてまた、技術、いろいろなものづくりに対して日本を支えているんですよ。

私も先ごろ下水道審議会の研修で、鋳物工場、マンホールをつくっている会社を視察してきました。非常に本当にためになったというか、鋳物工場というのはテレビや何かでは拝見していますが、実際に生産工程、現場をじかに見ると非常に迫力があって、その鉄を溶かす、千何百度の鉄、溶鉱炉の中で、いろいろマンホールをつくっていると、非常にその説明も詳細にわたる研修だった。これが、やはり、日本の全てそういう工場の真面目な方々が支えているんだと改めて認識したつもりです。

それで、せっかくの機会ですから、西郷村が、これ、いろいろ大きな企業もある。本当に足腰の強い産業構造にするには、これは、やはり、大田区とかそういう交流、異業種交流、いろいろな商工の交流があつてしかるべきだと、私は以前から言っているんです。今回、そういうふうな動きがあつたと聞いていまして、非常に私も喜んでいるのですが、その具体的に、今いろいろおっしゃいましたが、西郷村で創業するような会社は中にはあるかもしれない。そういう働きかけを、都内で工場用地がなかなか容易ではないと、そういった場合、ぜひ、水と空気に恵まれた西郷村はいかかなものかと、そういうことで、そういうことを考えられるかということ、まず、お聞きします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

当然、大田区で視察研修に来られまして、村といたしましても、やはり、今、議員

おっしゃられたとおり、地域間のお互いの発展と、あと企業の発展、ひいては村の発展を考えております。いろいろ懇談会の中でも西郷村のPRを図ってきて、西郷村はいいところですよ。相手の方々も本当にいいところだと思っていただいたところがあります。

去年から今年にかけて3回来ていただいているわけですが、その中で2回ほど来ていただいた方も何名かいらっしゃいます。個人的に来て、その後、個人的に来られた方もいらっしゃいます。いろいろお話をして聞く中で、異業種交流の部分もありますので、1か月間ぐらい滞在して執筆活動をやりたい方とかもいらっしゃいました。先ほど申したとおり、取引も今2社ほど、取引が行われる予定となっております。

将来、村のほうといたしましても、ある程度の工場用地を確保いたしまして、大田区ではなかなか用地の確保も難しいという状況になっておりますので、できる限りこちらに来ていただくことで話しているところでございます。

なお、なかなか本社機能までの移転ということには至らないかもしれませんが、やはり、こちらに来ていただけることのPRはさせていただいているところでございます。話をする中で、やはり、こちらに企業が来るという場合において、取引関係がまずあることが、今、かなり企業誘致の中でも重要な部分となっております。労働力の確保、地価の安さ、そういった面もございしますが、企業が進出する上では取引関係もかなり重要視されておりますので、その辺も考慮いたしまして、まずは交流を深めることによりまして、そういった不安を解消すべく、今、取り組んでいるところでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） いろいろ、今、説明を受けたんですが、私、全般で見て、どうもこういういわゆる飯の種、これなどもそうです、その行動費というか商工業のそういういろいろな動くための予算が、私は少ないんじゃないかと。各種補助金はいっぱい。私は監査委員もやっているからわかるんだけど、監査委員何もそんな数字わかんたもの言うことあんめいなんて職員の人は言うかもしれないけど、説明が上手なために、右から左に忘れちゃうんです、私。

いろいろ聞きますが、そういうことに対する予算が、私は少ないと思う。ただ、その非生産的と言ったら怒られるかもしれないけれども、未来につながるその投資に、そういうことに対して村はあまり力を入れていない。商工観光課も、人員も多いんだか少ないんだかわからないけれども、一部では少ないんだと。スタッフが。やはり、役所であっても、中小企業、いろいろな団体があって、診断士とかそういうプロ級のそういうことに精通した人間を、やはり、張りつけるべきだと。その場所によっては、そういう専門家も置いている役所もあるんじゃないんですか。当然、そういうことを考えなきゃならない。その辺が、まだこの西郷村においては優先順位が低いというか、あまり重きを置いていない。なぜならば、過去二十数年間、誘致企業が1社もないと。高橋村長もまだそれを引き継いでいるのかと。このままでは、30年、40年、1社も来なくなってしまうんじゃないの。同じ考えだったら。

具体的な手だてとして、やはり予算をそういうところに振り向けて、しっかりまず具体的に動くのがそうでしょう。企業を誘致するだって、県の東京事務所ありますね、あそこが情報握っているんですよ。あそこにやはり日参して、いろいろ、そういうところに通わなきゃだめだと。出張旅費を惜しんでいるのか何だかわかんないけれども、そういうところにはどんどん使って、情報を集めることですよ。そういうこともやらないで、ただ、先ほどに戻りますけれども、そんな運動公園だなんて、これは全く逆なんですよ。私が言いたいのはそういうことです。その辺、予算が多いのか少ないのか、担当課長としてどう思うのか。村長がつけないのか。その辺どうですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

いろいろご提言ありがとうございます。

まず、予算、今現状、少ないということでございますが、今年度におきましては、企業誘致を進めるべく、工場適地調査を、今、専門家のほうに外部委託しております。今現在、各村内企業にアンケート調査をいたしまして、今後数年で増設とか検討している企業があるかないかと。ある場合についてはどのくらいの規模かとか。あと、不足する従業員はどのくらいなのかとか。いろいろアンケート調査を今かけております。

この工場適地調査におきまして、村内で工場適地と思われる箇所、10か所程度選定いたしまして、その中から特に条件がいいといいますか、各企業のアンケート調査なり、あと、日本の企業の動態調査とかを専門家の方に診断していただきまして、立地場所はどの辺がいいのか、どのくらいの規模が適切なのかという、今、診断結果を委託をして、その状況を深耕しているところでございます。

全体的な、あと、企業誘致を何もやっていないみたいなちょっとニュアンスもありましたけれども、来月、また東京事務所のほうにも伺う予定になっております。年に数回伺いまして、やはり、いろいろ情報交換させていただくとともに、あとは経済産業省の外郭団体であります日本立地センターとか、その辺も訪問して、そこに先ほどの適地調査を外部委託しているのですが、そういった方々と経済の状況と企業立地の状況とか判断させていただきながら、今、事業を展開しているところであります。

なお、事業予算につきましては、これからかなり多額になっていくものと思います。今回の適地調査を受けまして、やはり、企業誘致を進めるに当たりましては、工場用地が決まっていないと企業も振り向いていただけません。そのために、ある程度の工場を立地する場所を選定いたしまして、絵面を描いて、できれば用地交渉まで進めて、それから、村長も言っていましたが、オーダーメイドというふうに、完全なオーダーメイドではないのですが、そういった段階を踏まえまして、企業誘致を進めていくのが得策かなということで、検討しているところでございます。

予算につきましても、今後かなり増えていくものと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） それから、これ土地利用ということも出している。

この企業誘致、一つのテーマは、これはただ単に「企業来てください」ではだめです。そのバックボーンとなる、そういう裏づけも必要です。今おっしゃったように。私はいろいろなことを考えて、西郷村は割と条件がそろっているんですね。いろいろなお話を、私もいろいろ各人から聞いているんですが、西郷村は何でこの2万人も超しているところに高等学校がないんだと。確かにそう言われればそうなんですよね。いろいろな村内でも、西郷村よりはるかに人口の少ない何千人という町に高校がある。これは地域的な、西郷村は、これ、白河市ということで近接していますから、そういうこともあるんですが、しかし、県立高校あるいは私立でも1校もないというのは、これも、やはり教育の整備という観点からいっても、これ、必要じゃないかと。なぜなら、高校1つあるいは大学があると、企業もその一つの見方が違うんですよね。

例えば、以前にも私、言いましたが、岩手県の北上市は立派な工業高校があるんだと。あそこに企業がいっぱい進出して、大変交流していると。それはなぜならば、そういう立派な教育機関があると、優秀な工業高校があつて、その生徒が人材の、実は、供給力になっているんだと。まさしくそういう条件があるんだと。単に企業誘致をしたらどうだと言う以前に、そういうことをトータルに整備していなきゃならないと思うんですね。そういうことに対して、今まで為政者は真剣に考えてこなかった。白河にあるからいいと。あとはただ企業誘致、来るなら来たらいいでしょうの話ですよ、それは。そうはいかないか。

そういうことで、一つの教育機関を持ってくる。それからインフラ整備。ショッピングセンターがあるのか、文化的な生活が、そういうのが整っているかとか。ちょっと前までは映画館あるのかなんて。今は映画なんてあまり関係ないですけども、いろいろな要素があると。企業はやはり従業員を抱えているから、その人たちが便利のいい生活をさせなきゃならないという、おのずと場所選定に対してどんな山奥でもいいということはある得ないですね。そういう恵まれた、地政学的な、位置的にある西郷村というのは大変なポテンシャルですよ。潜在的なあれがあるんですよ。それをなぜ生かさないのかと。具体的な政策をわかっているんだから、やればいいでしょうという話なんです。議会の皆さんもそうですよ。これだけの、そういう職員の皆さんもいるんだから、これは村長の方針1つです。その点、村長、どう考えてるのか。高校あつたらいいとかどういう。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

思わず聞きほれてしまいました。確かに、企業、企業といっても、そのバックボーン、必要かと思えます。高校の話も出ましたけれども、すぐに高校というわけにはいかないかと思えます。インフラ整備、道路は必要最小限に考えておりますし、先ほど言いましたように、本当にポテンシャルすごいです。鳥取県から来月視察に来ます。西郷村がどうして発展していくのかということ。

（「村長がいいからと言ったらどう」という声あり）

○村長（高橋廣志君） ありがとうございます。

そういうことで、企業ばかりではなくて、そっちの整備も必要かと思しますので、ご提言ありがとうございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） ご提言ありがとうございます。私はできるだけ実行しますと。これ、もう、やる実行力なんだよな、政治は。実行しない人は見向きもされなくなっちゃう。そういうものをやはり肝に銘じてやっていただきたいですね。

高校云々、これも西郷村が決められるわけじゃないけれども、これなども、やはりいろいろ関係機関、県あるいは何のために国会議員、さっき、ばかしかいねえなど、私、言ったけれども、そうであっても、やはり彼らに働いてもらわなきゃならないです、これ。だから、いろいろなチャンネルを通じて、そういうことをやっていただきたいと。これなんですよね。高校も、最初から立派な高校だなんてやる必要はないから、とにかくあればいいと、そこからいろいろな切磋琢磨して、磨いていけば立派な高校になるんじゃないかと、そういうことです。これはこのくらいにしておきます。

次に移りますが、補助金の……

○議長（白岩征治君） 12番、土地利用の件はいいですか。

○12番（後藤 功君） 土地利用、これどういうことかということ、全体構想、西郷村の総合開発計画、いろいろなものがあります。私が言いたいのは、ちょっと違った角度なんです。これ、ちょっとお気づきになんないかわからないけれども。日本に今こういうこと、いや、私が考えたわけではない。ある人が、私らが思いもつかないことを発想しているわけ。土地について。日本の総面積約38万平方キロメートル。ヘクタールに直すと三千七百何十万ヘクタール。そのうちの宅地、いわゆる固定資産税がかかっている、農地もそうですが、宅地は何ぼあると。200万ヘクタールだと。

そうすると、こういうことなんです。その農地や山林では大した税収は上がらない、実は。宅地化を進めると。これは何も優良農地を宅地化をしようと言っているわけではない。利用されない農地、利用されない原野とか、いろいろなそういうものが今いっぱいあるわけです。それは、そのまま、じゃ、税収に、多大な税収を生むかということそうじゃないんです、実は。宅地化して税収を上げていくと。その場合、どういうふうに、これ、空間ですよ。それを利用しているのかと。そこに壁があると。農地法の壁。昭和27年ですか、農地法ができたのは。それが邪魔しているんだと。農水省も自分らの省益のためにそういう宅地化とんでもないとか。今でもいろいろな、農業委員会どうのこうのでありますけれども、実は、それが日本の国土が狭いと言いながら未利用地がほとんどだと。それを活用すべきだということです。私が発想したわけじゃないですよ。なるほどなど。

そういう観点に立てば、まだまだ西郷村もいわゆるこれから農政の問題で言いますが、未利用地、そういうことがもう山ほどありますね。そういう西郷村の立地、地勢的に考えたら、まだまだ宅地化して、いろいろな産業、商業、いろいろなことができるわけでしょう。そういうことも頭に入れて政治をこれからやっていかなきゃならないなど。そういうふうに私は思っているんです。

具体的に、今、これ、いろいろ、この間も申し上げたかもしれませんが。例えば、場所のいい上新田から高速道路、まきば保育園のところ。ああいったところも単なるWCSの生産地であっていいのかと。全部とは言えないけれども、しかし、それなりの付加価値の高い土地は農地のままでいいのかと。税収そのものが農地であったら微々たるものなんです。それを、やはり、付加価値の高い土地は土地なりに転用して、ほかの産業に振り向ける。宅地化すると。そうすると税収がアップするんだと。ひいては産業構造もいろいろ付加価値の高い、ですから、税収がアップする。イコール、村も発展するんだと。産業構造のこれも生産工場だけでは、今、いろいろな行き詰まりもあるんです。

今、日本、あるいは、産業で変換がおきています。いわゆるアマゾン、通販業者、アマゾンだけで世界の経済構造を一変させるほどのすごい影響力を持っています。アマゾンの時価総額、会社の価値、100兆円だと。だから、株価掛ける発行株数ですから、時価総額は。トヨタでさえまだ二十何位に甘んじているのだと。そのくらいのそういう巨大企業が主流になっていると。アメリカ、世界のベストテンに入っているのはほとんどそういう企業です。いわゆるフェイスブックとか、いろいろな、アップル、グーグル、そういう企業です。そういうことがどういうふうに関連しているかという、実は、物流とかそういうものを押さえている。

ですから、西郷村もそうですよ。あそこの土地を、例えば物流企業を誘致したらどうなんだと。インターが目の前だと。いろいろなことを考えないと。政治はそういうことに対して目を向けていかなきゃならないと、私は思うんです。そういう世界の潮流、あるいは西郷、日本の物流関係がすごい勢いで張りついています、実は。関東行けば、首都圏中央連絡道、圏央道、あそこを見ると、すごい巨大な倉庫とかそういうものも張りついていますね。

西郷は、じゃあ、イコール西郷村とは簡単にはいかないですけども、しかし、西郷はそういう恵まれているんだからということで、この政治をつかさどる人が、そういうことに対して敏感に反応してやっていかなきゃ本当に宝の持ち腐れ、そういう事態になりかねないと、このように思います。

そういうことで、その辺、私、こういうこと、一つの、申し上げましたが、そういうこと、気がつかないのなら気がつかないでいいんですけども、私が今申し上げたようなことに対してどういうふうに対処するのか、それを聞きます。副村長でもいいよ。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

税収アップとかいろいろお話ありました。議員おっしゃるように、本当に西郷村、交通アクセスかなりいいものですから、ポテンシャルかなりあります。そういう意味で、物流拠点ですか、付加価値を高めるなど、本当に考えていかなきゃならないと考えております。上新田地区につきましては、農用地であるため、本来は農地としての有効活用を基本としておりますけれども、今後は柔軟に、積極的に考えていきたいと

考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） だから、固定観念で農地は絶対だめなんだとか、そういう発想になってはだめだと思う。やはり、いいところはもっと付加価値の高い産業構造にするべきだと。それが税収アップあるいは雇用も生むと。そういう発想にぜひ立っていただきたいと、こういうことです。

次に移ります。

この補助金農業ということなんだけれども、これは、一覧表、どういうふうなあれだということを出しているのか、それを出していただきたい。

議長、議員各位に配付をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 今、12番後藤功君より農政課のほうに補助金の一覧表を配付していただきたいということでございますので、ここで暫時休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時58分）

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。ここで、午後2時20分まで休憩いたします。

その間に、資料の配付のほう、よろしく願いいたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

休憩前にお願いいたしました資料の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） なければ、12番後藤功君の一般質問を許します。

12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 一覧表を見ると、いろいろ補助金のオンパレードで、これ、西郷村が単独でこういうのをやっているわけではないというのはわかるんですけども、今の農業のあり方ということで、私は問題にしたいということなんです。農業本来の日本の農業をどういうふうにか考えるかということなんです。今、農業者、大規模農業に集約すると。小さな農業の人はやめていただきたいという、そういう言い方はしませんが、そういう政策です、政府は。何が、じゃ、起こっているかということ、それによって、小さな先祖伝来、田畑、1町歩とか3反歩とか、1町歩の農家の方がみんな廃業に追い込まれている。これ、政策的にそういうふうに向かっているわけでしょう。

何が問題だと。日本の何百年続いている、あるいは縄文、弥生時代からのそういう伝統農業が全部破壊されている。ここに問題があると。果たして、日本の農業が未来永劫、こういう状態で続いていくかということ、私は疑問に思う。何よりも、農地が破壊されて、もう耕作できない。ごく一部の認定農業者なり法人の農業者が全部この農地を管理できるかということ、それもできない。そこには大量の農薬を使って、毒をまき散らした米を我々は食わされていると。これは問題ですね。大量の農薬、除草剤、何十町歩、100町歩の圃場、田んぼを、二、三人で管理できるわけじゃないですよ。これ、非常に大変な問題なんです。皆さん、みんな、そういう米を食わされている。いずれ、がんとかそういうのになって、みんな日本人が減びるんじゃないですか。極端な話。そのぐらい一部の学者なり危惧している人が問題にしているんです。何がこれはどういうわけだということだ。みんな、世界の農薬、大企業の農薬の業者がどんどん使わせると、方策ですね。日本に買わせる。安倍総理はアメリカにへっころへっころするだけで、唯々諾々とそういうものを買わされている。何でもそうです。これが現状なんじゃないですか。そこに私は非常に危機感を持って危惧しています。これは本当に大変な問題ですね。このままの農業でいいのかということです。この問題は、ちょうど質問時間がちょっと足りませんので、皆さんにお配りした一覧表をよく学習していただいて、12月の議会に、私、再度、時間をたっぷりとしてやりたいと思います。この問題、これで省略します。

次の問題いきます。

○議長（白岩征治君） ちょっと待ってください。

今、農政課長より書類の訂正がありますので、訂正させていただきます。

農政課長補佐。

○農政課長補佐（根本 強君） 12番後藤議員の一般質問にお答えします。

先ほど、今ほど、お配りしたを資料なんですけれども、こちらが平成29年度農家に対する補助金等の一覧票になります。記載内容については、左から事業名、金額、それから財源内訳、それから事業内容、一番右が該当している方の人数になっております。

訂正をお願いしたいのが、真ん中より若干下に家畜伝染病予防事業と書いてありますが、この伝染が、電柱の電線ではなくて、伝える、染めるの伝染になりますので、訂正をお願いしたいと思います。

今回、二段書きになっていますが、下の欄は、村の会計を通さない国直接というかという形になっておりますので、ご確認のほうをお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 訂正が終わりました。これを許可いたします。

それでは、12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 農政問題については、次回、時間あるところでやっていきたいと思っております。

次に、教育行政についてであります。

実は、以前にも、私、学校給食についていろいろ問題点を申し上げてきました。再

度また、伺うのですが、実はそういうことを知っている保護者というかの方から、ちょっと不公平じゃないかと。今、学校給食は一部の人は無料にされているという。そのことに対して不公平じゃないかと感じて、私も、ある意味不公平だと。なぜなら、教育は機会均等、平等、何人も門地を問わず、等しく教育を受ける権利があると。そういう観点に立てば、これは明らかにおかしいということです。

それで、今ここに挙げましたが、西郷村の給食を受けている、無料となっている生徒は何人いるのかと。その内容はどういう子どもさんなんだと。単純に第3子から無料だということなんですが、この辺のいろいろここに挙げました数字を明示してもらいたいと、まず、思います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 12番後藤功議員の質問第3、教育行政についての一般質問にお答えいたします。

まず、学校給食費の第3子から無料にした根拠についてということでお答えいたします。平成28年度から少子化対策の一環として、多子世帯の保護者の経済的な負担を軽減することにより、子育て支援を促進するための施策の一つでございます。

対象者は、児童及び生徒並びにその保護者が村内に住所を有すること、義務教育期間中の児童及び生徒を現に3人以上養育していること、3人目の児童・生徒から対象になります。

次に、各学校における給食費の人数、また、無料生徒の人数というご質問でありましたので、これは、学校給食人数は全校生徒ということで、平成30年5月1日現在の小学生1,090名、中学生542名です。うち、多子世帯の補助申請者は66世帯、69名でございます。

また、所得制限があるのかないのかですが、所得制限はございません。

次に、1人当たりの給食費は幾らかということですが、小学校1食当たりが260円、各学校給食の日数が違うものですから、平均として、年間約4万9,000円程度。中学校1食当たり304円。平均、こちらについても各学校、あと学年によっても違います。年間約5万5,000円。トータル、年間の学校給食費総額は約8,500万円程度となります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、数字、答えていただきました。

この西郷村の給食の経費が8,500万円だと。1億円もかからないわけだな。だから、そうすると、共産党の議員が言っているとおり全額無料にしても大したことはないんだと。私はですよ。それで、それはさておき、第3子から無料化だと。どういう、所得制限もない、69名が受けているんだと。どういう発想でそういうことをしたのかと、それ説明したかな、さっき。していないよな。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 質問にお答えいたします。

少子化対策の一環として、多子世帯の保護者への経済的負担の軽減ということでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 大変失礼しました。

少子化対策ね。少子化対策、それはそれでわかります。しかし、所得制限がないんだと。世の中にはやはり高額所得者、3人目から「いや、うちは経済的に大変だ、弁当、給食費払えない」という人はそうはいないと思うんだよね。裕福な人もいますよ。3人目つくる、子どもをつくるなんていうのも、1人で精一杯という人はなかなかつくりません。実態はわからないですけども。そういうことで、3人目から単純に無料化だと。私は、先ほど申し上げたように、教育の機会均等、平等だと、そういう観点から全額無料にするとは、財政的にいろいろまだ問題があるんだから、せめて全員に3割引にするとか、30%補助とか、20%補助とかそのほうが何ぼか子どもたちに全てそういう恩恵がいくんじゃないかと、こう思うんです。その点いかがですか。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） お答えいたします。

第3子からの無料化ということでお話ししておりますが、学校教育課として、就学援助費ということで、生活保護に準ずる世帯に準用保護世帯として認定して、給食費の補助も行っております。これについては、保護者の申請、学校長の意見や民生委員の意見などを聞きながら、教育委員会で認定し、給食費、学用費等も補助しております。

平成29年度小・中学校、中学生に対して約170名の給食費の全額を補助しております。金額にすれば約800万円の補助を行っております。

また、議員おっしゃるとおり、いろいろ村長就任以来給、給食費の問題もありまして、それについて村長、教育長から指示を受けまして、調査、積算等を行っております。全校生徒、まずやり方としては、各59市町村の動向を調査いたしまして、無料化をしている市町村とか、あと、3割補助、2割補助とやっている市町村を、動向を見ました。先ほど言った無料化ということについては、少人数の市町村の児童生徒については行っておるところがありますが、なかなか経済的には大変だということで、檜枝岐ですと6割補助ということでやっております。そこについても、小・中学生、全校生徒で41名ということで、負担額も140万円程度ということでございます。また、半額補助をしている市町村は川俣町、柳津町、石川町、浅川町と、平成30年度から予定しているのが喜多方市、桑折町、泉崎村などでございます。半額です。

西郷村での給食を半額補助するためには、約3,800万円から4,000万円程度の予算が必要です。また、3割ですと約2,300万円、2割補助ですと約1,500万円の財源が必要になります。また、やり方として、給食費1食分を単価補助というのでしょうか、そういうものをした場合、1食10円を補助しても340万円、100円補助すれば3,400万円という財源が必要になります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これから、何割補助するかとかそういうものを考えていくということだ。

これまた給食費に限ったことじゃないんだけど、財源、この問題にだけの財源は確かにそうかもしれない。じゃ、全体の教育費の中のはどうなんだと。これ、いろいろ議員の中で話題にもなっているんだけど、例えば、県から派遣された教育主事、その方々は2名で1人1,000万円の報酬、給与をいただいていると。村長より高いんだ。県から派遣だなんて県が出すべきだ。間違っていたら訂正してください。教えていただきたい。単純に。そういうのが村でどんどん、村で出しているんだよ。わずか2人の人件費に2,000万円もかけて。給食費は財源ないんだなんて。そんなものが通りますか、世の中。海外研修だなんて一千何百万円使って、わずか19人。2回も3回も「下見だ。」なんて言って。

だから、そういう、非常に、本当は財源が足りないなら足りないで、実は本当に全て切り詰めてやっていっているんですというなら私も納得がいく。しかし、片やざる、片や鍋の底で水漏れしているようなのやっているわけでしょう。その辺の整合性がとれるのかと。この教育の問題についても、非常に私は機会均等、平等、いろいろなそういう義務教育において、非常に何かいびつなことをやっているんじゃないのと。そういうことを、ついでだからこれ聞くけれど、教育の主事というのは実際何名いて、その給与はどこから出て、何ぼ払っているのか。それを聞いておきます。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

今現在、村では、指導主事として1名、それから指導主事兼社会教育主事として1名を現場からいただいておりますが、給料は村のほうから払っていただいております。総額、正確なところがありませんが、合計2,000万円まではいかないのですが、一千何百万円の支出にはなっております。

これ、それぞれに役目がございます、やはり、逆に後藤議員のおっしゃっている、例えば授業の質を上げるとか、学校教育の質を上げる、社会教育生涯学習の質を上げるという点でいえば、これは平等な教育、教育の質の向上に資しておりますので、この面につきましては大変ありがたい条件でやらせていただいていると思っております。

あと、そのほかに、結局、予算の使い方についてのお話をいただきましたが、それぞれの狙いによって、やはり施策の狙いが違いますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

給食費に関しましては、時間もありませんが、いいですか。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、明らかになって、教育長、これ、教育長より高い給料もらっておもしろくあるまい。村長よりも高い。考えられないね、私は。いろいろ効果はあるのだろうけど、私は、それは信じません。単なる天下りで、恐らく、それなら県

が出せというの、人件費。その給食費 340 万円かかるんだなんて、そんな理屈が説明できるのかと。私が言いたいのは。これ、全部明らかにしたら相当矛盾点出るんじゃないですか。村民の方からそういうことを聞かせたら、何だそれほど。高橋村政というのはそれが本質だとなるよ。今度は。

時間がないので、また後で詳しくやるから。そういうあれを残して終わります。

○議長（白岩征治君） 12 番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第 9、4 番鈴木勝久君の一般質問を許します。4 番鈴木勝久君。

◇4番 鈴木勝久君

1. 平成30年度所信表明について
2. 指定管理の役割について

○4番（鈴木勝久君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、6月議会定例会で、村長の平成30年度所信表明について質問をさせていただきました。後半部分に今日は入らせていただきたいと思います。

前は、2025年度問題が半端になっていたわけですが、実際そこからどういう話をしたんだという話ですが、2025年、これ、今、マスコミ、政府等でもこれは話題にしておりませんが、今まででいきますと、社会保障給付金120兆円から140兆円。これを賄うために消費税が今から15%アップしないと賄えない。来年度2%上がるということで、大分時間をかけましたけれども、2025年には20兆円社会給付金が増えるわけですから、保障。ですから、今のままではだめだと。

片や、経済対策、今、安倍晋三氏がやっておりますけれども、総理大臣がやっておりますけれども、経済成長率1.5%で、実質賃金も1.5%アップ、毎年アップしていかないといろいろなところにしわ寄せが来ると。それがあと7年後ですから、非常に厳しい経済、社会情勢になっておると思います。

これに付随して、今、2042年問題というのも出ています。これは、高齢者人口が3,800万人、約3,900万人に到達するという、ここがピークですが、そうするとこれも厳しい話なんです。その半分は生活保護受給者になりかねない。このままでいくと、そういう、今、日本でせっぱ詰まった状態です。

それで、質問に入っていくわけですが、第1番目に、高齢者に優しい社会基盤の整備についてという問題でございます。これは、まず、西郷村第8次高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画の中に策定されているものでございまして、その内容についてちょっと詳しく教えていただきたいと思いますので、まず、第1番目に第7期介護保険事業計画策定の基本的考え方と、今置かれている高齢者を取り巻く現況について質問させていただきます。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 4番鈴木勝久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、質問の第1、平成30年度所信表明についての1点目、高齢者に優しい社会基盤の整備についての質問にお答えをいたします。

ご質問の社会基盤の整備につきましては、平成30年3月に策定いたしました先ほど議員がお持ちの第7期介護保険事業計画の重点政策の一つとして記載をいたしているところでございます。

はじめに、この事業計画の概要につきまして説明をさせていただきます。地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されまして、地域包括ケアシステムの進化推進や介護保険制度の持続可能性の確保はどが示され、それに伴い、本村においても地域包括ケアシステムの進化等を図るべく、事業を展開

しているところでございます。

本村の平成29年10月1日現在の65歳以上の高齢者数は4,569人で、高齢化率は22.7%でしたが、平成30年8月31日、本年の8月31日現在では4,723人、高齢化率は23.4%となっております。さらに、平成37年度には高齢者数が5,405人、高齢化率は26.8%になるものと推計され、今後も高齢化率は伸びていくものと思われまます。

このことを踏まえまして、本年3月に策定いたしました第7期介護保険事業計画では、1番として地域包括システムの進化推進、それから、2番目といたしまして地域支援事業の充実、そして、3番目として介護保険サービスの充実の3つを重点施策に掲げました。その中の基本計画の基本理念であります高齢期における自立した生活の維持、みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築に向けて事業を展開しまして、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、地域の実情に応じたサービスづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

これを、基本計画、大変よくつくってある計画でございます。それで、その中の重点政策の中に地域密着型小規模特養老人ホームと小規模多機能型居宅介護というものが含まれているんです。これ、私が議員になった六、七年前に先輩議員方と勉強会を立ち上げました。そのときは第5期介護保険事業計画だったんですけども、その中にこれがもう入ってまして、あのとき問題にしなかったか、ならなかったか、記憶になかったか忘れましてけれども、そのときにもう既にこの計画は西郷で上がっていました。大変いい政策だなと思ひまして、私もこれを早く待ち望んでおりました。というのは、そのとき70人の待機高齢者が西郷村に存在したわけでございます。それで、ぜひやってほしいと思っていたのが、あれから6年以上たってしまって、今、この高橋村長になってこれを上げていただいたということは非常に素晴らしいことだったなと思っておりますけれども、これを具体的に、タイムスケジュールというか、具体的にどのぐらいのスピードでやっていただけるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほどございました、まず、地域密着型小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護の施設整備を計画しているということでございまして、地域密着型小規模特別養護老人ホーム、この施設は定員が29人以下で、入所者は入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けることができる施設でございまして、基本的には要介護3以上の方が入所をすることになっております。次に、小規模多機能型居宅介護ですが、こちらは通いを中心として要介護者の様態や希望に応じて随時の訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供するこ

とで、中・重度となっても在宅での生活が継続できるための施設でございます。いずれも地域密着型ということで、村民の方が優先的に利用できる施設でございます。

先ほど、議員から70名という待機者がございましたが、平成30年7月31日現在で、村には施設入所の待機者が41名いると把握をいたしております。村としましては、できるだけ早く待機されている方々の利用につなげたいと考えております。現在、先ほどタイムスケジュール等と申されましたが、整備について準備を始めた段階でございますので、これから、施設を運営していただく事業所やその人材の確保など、大きな課題もございますので、関係機関と協議を重ねながら、実現に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 老人福祉法第2条、はしょって下を読みますと、生きがいを持つ健全で安らかなる生活を保障されるものとする。あと、介護保険法第1条、目的、保健医療サービス及び福祉サービスに関わる給付を行うため、国民の共同連帯、先ほど言った、12番議員、そのときのあれですけれども、共同連帯の理念に基づき、介護保険制度を設け、その行う健康給付等に関して必要な事項を定め、国民の健康医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とすると。これ法律の第123条、133条に、法律で明記されております。このきちんと明記されておるのですね。履行というか、今、現状、置かれている人は、国がこういう法律を定めているにもかかわらずサービスを受けられない。非常に危惧する問題でございますので、早急に、計画じゃなくて、もう6年前にこういう話が西郷村のこの事業計画には載っておりましたので、もっと1年でも1か月でも早く、これが実現されるようお願いしたいと思います。

私、これ全部読ませていただきましたけれども、大変よくはできております。でも、このとおりにっていないのが現状です。ほとんどいいません。努力目標みたいな形になっておりますけれども、ただ1つ、この次、防災計画にいくんですけれども、すばらしいのはこのPDCA、ちゃんと検証まで行っているというのがこのいい点です。それで、国民のニーズも的確に把握している。これがちょっとは救いじゃないかなと思いますけれども、全体的にその法律にのっとって計画はつくられているんですけれども、履行がされていない。ですから、もっと村民の、高齢者の目線に立って意見も聞きながら、もっとスピード感を持ってやっていただけたらと思います。

第1番目は終わらせていただきます。

2番目、新たな公共交通ネットワークについてでございますが、これは7番議員が、さき、昨日おっしゃった中で気がついたこと、二、三、質問させていただきます。私も以前デマンドタクシー、私たちは、藤田議員もそうですけれども、直接お客様、お客様というか村民の皆様方からいろいろな意見をいただいて、こういうやつを一刻も早くしていただきたい、これも6年以上前に質問いたしました、皆様は、先輩方はもっと前からこれを早くやってほしいと。それは、地域に密着して私たちがそのニーズを的確に把握して、今やっていただきたいという声が高齢者の方から非常に高かつ

たわけです。

やっと高橋村長になりまして、これ、実証実験でもやるというその心意気があって、急に進みましたことは大変すばらしいと思いますけれども、この実証実験の仕方がおかしいですよ。2時から5時までとか。これ、実証実験になりません、これでは。この時間帯にお客様が利用したい、それを的確に把握するためにも、もっと早い時間にちゃんとした、正規だったらどのぐらいでやるんだというのを前もってやって、その時間帯でやってデータをとらないと、この2時、5時では必要ないかもしれないですよ。前言ったように、相撲見られないという状況ですから、これ使わないかもしれないですよ。ここがただにして、今度、本格的に始まると5,500円取るって、これも何かおかしいし、持続的な、持続可能かという、これもおかしいですね。村民目線に立っていないです。持続するかしないかという予算だけの話でしょう。予算をどうするかで持続可能か可能じゃないかとか、それが果たしてという話なんですけれども、まず、本当にやるんだったら、私たち前から言っていますけれども、サービスはスピードなんです。今、本当に困っていらっしゃるの。もう6年、私たちがあると確認してから6年たっているんですよ。私たちは絶対これをつくりますからとみんなに約束して出てきて、6年たって、今やっとなんです。ですから、高橋村長、スピード感を持ってもっとやって考えれば、もっといろいろな作戦があるはずなんです。私たちが提案していたんですから。ですから、私は以前からゼロベースで考えろって、福島交通ありきで動かしているみたいなどころがありますけれども、もっといろいろなものを考えながら、いろいろな方法でこれはやっていただきたいと思うのですけれども、このもっとスピード感を持ってという部分で回答できる、これ何課になりますか。企画財政課、答弁願います。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

デマンド交通の実証実験、スピード感を持ってやっていただきたいというご質問でございますが、今年度スタートいたしますのは、まず第1段階ということで、ご指摘ございましたが、2時から5時までの間でスタートさせていただきます。その後、次年度から、朝から晩までと、そういうスタイルで、村民の意見、聞きまして、またニーズを把握して、なるべく早い段階で本格運行につなげていきたいということで考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、ニーズを、じゃないんです。すぐやってください。けつを決めないだとだめなんですよね。これでまた1年やってどうのこうのといろいろ議論して、実証実験またやってでは遅いんです。必要だというのは確かなんですよ。今、買い物弱者、通勤弱者おります。免許返納した方々、こういう人たちが今現在困っていらっしゃいます。その声は田中課長の耳には入らないと思うんですけれども、そういうニーズを、じかに汗をかいて、土日休みなんですから、そういうときに地域の方々にどうなんだと、役場にいるときばっかではないんですよ。休みのときでも行って、近く

の人に行って、どうなんですかっていう生の声も私は聞いてほしいと思います。ですから、その今のスケジュールではなくて、前倒しして、もっとスピード感を持ってやっていただきたいと思います。

これは、以上で終わります。

続きまして、防災体制の強化について伺います。

○議長（白岩征治君） 総合運動公園、その前に。

○4番（鈴木勝久君） いいです。

○議長（白岩征治君） 総合運動公園はいいの。

○4番（鈴木勝久君） はい。

4番、防災体制の強化について伺います。

これは、昨日も震災が、九州地震がありました。益城町、また110ミリ以上の雨が降って洪水が起きました。今、喫緊の課題、私たちは村民の生命財産を守るために私もバッジをさせていただきますし、公務員の皆様もその心構え、気構えで職務に当たられていると思います。本当にこれ、喫緊の課題でありまして、まず申しますと、この西郷村地域防災計画、これで村民の命は守れない。村長、これ一度お読みになりましたか。村長のご意見をお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

私も一度読んでおりますので理解しているつもりですけれども、何をもって、もう一度よろしいですか、ご質問。

○4番（鈴木勝久君） どう思ったかでいいんです。

○村長（高橋廣志君） そうですか。まだ十分ではないと思いますし、常にリニューアル、いろいろなハザードマップも今後出てくるかと思えますけれども、常に改定していかなければならない、実情に合ったものにしていかなきゃならないということを考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がなくなると大変なので、最初に結論を申したんですよ。これは実践的じゃないんですよ。私から言わせれば、災害対策基本法、これにのっとってつくったただの冊子です。ですから、これで行動すると、実際、東日本大震災起きたのと同じ程度にしか動けない。ということは、改定をしなければならぬと法律にもちゃんと書いてありますけれども、平成10年8月27日西郷豪雨と3・11の震災、これの教訓が全然生かされていないし、これでは実際的に動けないんですよ。わかりますか。実用的になっていない。ただ法律にのっとって、誰か外部に委託して、災害基本法にのっとった冊子、そういうふうにはしか受け取れません。これがまず、基本にあって、動けないと。これが結論です。

一つ一つ入っていきます。第1番目に、新たな拠点及び避難所についてですけれども、この機能強化について伺います。新たな拠点ということで新庁舎を考えているということでございました。それは聞きましたので、避難所の機能強化について答弁い

たきます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

機能強化ということですので、避難所の機能強化ということを考えておりまして、現在、村内では指定避難所が50か所指定されております。理想的な避難所ということで申し上げますと、面積がある程度あって、多くの避難者を収容できる施設であり、機能としてはバリアフリーとか給食、給水機能があったり、あるいはトイレ、情報伝達機能、宿泊機能、入浴設備、要配慮者に対応した設備など、また非常電源などがあって、避難者が安心・安全で避難生活が送れるといった、そういった場所であると考えます。

現在、避難所については、主に小・中学校の体育館や各地区の集会所等が指定されておりまして、それらの施設がただ今申し上げたような機能を全て備えているかというと、全て備えているところはないということになります。そういったものを少しでも補完できて、理想の避難所に近づけていきたいということで、今、既存の施設というものを使いながら、プライバシー保護のための間仕切りや簡易トイレなど備蓄を進めて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、要配慮者の方に対する福祉避難所についても、福祉避難所として開設可能な事業所と協定を締結して、収容可能数を増やしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今の答弁を聞いておわかりのように、東日本大震災後何が変わったのかなという答弁です。実際、ここに避難する前に職員が集まります。160人。上田議員のとき聞いていて思いましたけれども、まず、職員の食料、160人掛ける3掛ける3日分、何食になりますか。最低は、実働部隊、役場職員の避難するときの食料のまず確保、避難民以上に、本来でしたらそれ食べないで、避難民に分け与えるというのが筋ですけれども、でも、実働部隊、職員の食料も水もなくて動けないんですよね。まず、その辺から、これは実戦向きじゃないというのが手にとるようにわかります。

その前に、13番議員が、昨日、おとといしゃべったところに、賞味期限どうの云々ということがありました。そっちを考えるのかとびっくりしたんですけれども、私たちは、先ほども申しましたように、村民の生命身体及び財産を守ることが使命なんです。ですから、その辺をけちって、一番大切なところなんです、水というのは、まず第一に。以前、鈴木課長が水道課のとき、この下に水槽をつくって、この下に水を備蓄する、そういう計画を持っているという話もしました。考えているんだなどそのとき思ったんですけれども、あれから何年たったかわかりませんが、そういうことは全然やっていない。

地震は本当に突発的に来ます。地震の話まだしなきゃなんないんでしょうけれども、今しますと、地震は本当に、最近の九州で起きた地震、東日本大震災、その前に北海

道です。時間がもうまちまちなんです。いつなるかわからない。そういうために、避難所の施設、これ、イタリアでは国がやっている政策なんですけれども、48時間以内に温かい食事を提供する。ベットを提供する。シャワーを提供する。これ、国がやなきゃなんないんですよ、48時間以内に。今、国は安倍晋三さんと石破さんのところで、非常に、私、興味持って、防災はどうするんだ、防災対策についてだったんですけども、石破さんは防災相をつくるべきだ、安倍さんは今のままで十分機能すると言っていましたけれども、阪神大震災後、レオ・ボスナーという方が、これ、アメリカの連邦緊急事態管理庁から来た人間ですけれども、この人は阪神大震災後1年間、日本でいろいろ調べた結果です。この日本の防災政策について、石破さんが今言っているように専門の省庁をつくるべきだ、そういうことをレポートに書いて提出しております。この人の話をしますと時間が足りなくなりますのでしませんが、こういう、レオ・ボスナーの、こういうレポートとかを、お読みになっていただいて、もっとこれは国で読まなきゃいけないやつだと思うんですけども、そういうのも参考にしながら、これから待機所問題と食料問題等については検討していただきたいと思っております。

続きまして、2番。それで、この次が問題なんですけれども、災害が起きて、その避難勧告、指示をどのような基準で行っているか、その基準を教えてくださいと思います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

まず、水害による避難勧告について避難勧告を行う基準であります。河川の例で申し上げますと、その場合、阿武隈川の水位が避難判断水位に達し、さらに水位上昇が予測される場合、また、掘川、谷津田川の水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇している場合などが該当します。雨量で申し上げますと、時間雨量で40ミリ以上、3時間で60ミリ以上が継続すると予想される場合、また、大雨警報が発表され、浸水被害になると予想される場合などです。

この次に、避難指示の基準ということになりますが、勧告よりもさらにもっと上の危険度が増したときの基準ですけれども、河川の場合ですと、阿武隈川、堀川、谷津田川が氾濫危険水位に達すると予想される場合で、雨量でいいますと、時間雨量で40ミリ以上の強い降雨がさらに継続すると予想される場合というふうになっております。

また、次に、土砂災害による避難勧告についてでございますが、村に土砂災害警戒情報が発表され、過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合または気象庁で公開している土砂災害警戒メッシュ情報により、土壌雨量指数の判定が紫色となり、非常に危険な状態となった場合に避難勧告となる可能性があります。

避難指示につきましては、村に土砂災害警戒情報が発表され、過去の被災地雨量に達した場合、また、場合また気象庁で発表している土砂災害警戒メッシュ情報により、土壌雨量指数の判定が濃い紫色となって、極めて危険な状態となった場合となっております。

ります。

いずれにしましても、これらの場合、前兆現象等で事前にさらに兆候が発見された場合は、それを待たずに発表するというようなことになっているところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります。ここで、午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時19分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、休憩前には避難対策の勧告または指示をどのタイミングで行うかということをお聞きしましたが、その伝達方法についてはどのようにお考えなのか、どのような方法で伝達をするのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

情報伝達の方法ですが、基本的には防災行政無線、それからエリアメールなどにより行うということになっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） エリアメールと防災無線ですね。東日本大震災のとき、うちも被害に遭いました。そのとき、防災無線まるで役に立ちませんでした。

エリアメール、メールというのはあのぐらいの規模になると、メールも使えなくなる可能性というか、使えなくなります。ですから、この最悪の事態、計画を立てるとき理想なんですけど、最悪の事態、メールそういう情報手段、ふだん使われていることができない場合どうするかということです。

私、被災したから経験上、実際防災無線使えたとしても、うちの片づけとか外に出ているいろいろなもの、いろいろこれからどうするんだっていうので、聞いている暇もないです。ですから、ぜひともバイクでも何でも構わないのですけれども、紙で情報を伝えていただきたい。そういう方法でお伺いいたします。

また、この豪雨また土砂災害によって、今、相当な日本でも甚大な被害を受けております。この阪神淡路と東日本大震災を除いて、平成4年から23年までの自然災害における死者のうち41%が土砂災害によるものだということでございます。

この資料によりますと平成4年から平成24年、これで1時間以上雨が降った回数というので年々増えております。これは平成24年までの記録ですけれども、1.4倍に増えております。土砂災害に至りましては、平成4年から24年までのあれで1.6倍、20年間で増えております。非常に土砂災害、この集中豪雨によって

台風も含めてですけれども、相当日本中に被害をもたらしている結果となっております。

その指示を出すのがなぜ難しいかと、平成26年、広島県の安佐南地区八木3丁目4丁目あたりなんですけれども、このとき夜、雨が降ったのですね。それで死者75名という甚大な被害が起きました。ここは市長が避難勧告、夜に出したら危ないだろうとそういうやつでちゅうちょしまして出さなくて、この災害に遭ったのですけれども、いつゲリラ豪雨というか雨量が急激に降るかわからないので、まずその情報、今言った40ミリ60ミリの計算がありますけれども、これはどこで誰が計測して、その指示を出すかという問題に入っていきますけれども、これは気象庁の情報を頼りに出すのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

気象庁の情報ということになります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、気象庁では1キロメッシュとかそういうやつではかるんでしょうけれども、間に合わないところがあります。短期間に集中的に降るところは、またこれも難しい。ですから、今、自治体では民間の気象関係の専門家ともタイアップして情報を入手しているようなところもあります。

西郷は先ほど言いましたけれども、西郷に西郷災害史というのが8・27の集中豪雨の結果がありますけれども、これ非常によく統計をとっていただいて、何時何分に何があったということを書いてありますけれども、これは非常にしっかり書いてありますのでわかりますのですけれども、降水量、これは26日5時から6時の間の90ミリで、9時から20時で8時現在、総雨量が132ミリ出ました。

西郷村は8時25分に水防団本部設置で、23時に一時、解散しているんです。その23時に解散したときは169ミリ、トータルで降っております。なぜ解散したのかということをございます。この時代には40ミリ60ミリの基準はなかったのかということをございます。見ていると、その間に夜中から太陽の国から田土ヶ入、原中、羽太地区が相当な被害を受けております。深夜においては真名子の堤防決壊に至って、それで次の日の1時には太陽の国で7名の死亡が確認された。

村の対応は、西郷村災害対策本部設置が27日の9時だったんです。こういうのがもうちょっと早く避難指示を出していればという、危惧される部分をございます。ただ、このようにちゃんとした資料が残っていれば、それを教訓として今みたいなことができると思うのですけれども、今の状態で気象庁頼りとか伝達方法があれだけあやふやでちゃんとできていないと、この情報伝達がきちんとできない、それでまた同じ8・27豪雨があったような豪雨があった場合、また同じ被害を受ける可能性が高いですから、西郷でも集中豪雨それに東日本大震災のように震度7を経験しておりますので、もっと実践的なこういう資料を作成できなかったのかなと思って、読みながら大変残念だなと思っておりました。

それを踏まえまして、土砂災害に移ります。さっき言ったように、土砂災害も非常に難しい問題でありますから、27ページの23番。

今、言いましたように西郷村でも20年近く前にこのような集中豪雨によって、村民の命を奪われたという実態があります。それで、この計画書に書いてあります防止の治山事業と、まずこれやっていくとこれで終わっちゃうのかな、全部。治山事業とか2番に書いてあります砂防ダム、急傾斜地震崩壊対策事業、これは12番議員も申し上げましたけれども、早急に対策を打たなきゃいけないと思うのですが、危険箇所実態調査、パトロール強化、伝達の整備とか非常にいいこと書いてあるんです。実際にできるかというところは疑問でありまして、そのような対策をどのように実行に移すかというその経過、今新たに計画書をつくっていると申しましたけれども、この辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

土砂災害に対する対策ということでもありますけれども、先ほどの上田議員の一般質問の中でもお答えをしたとおり、急傾斜地崩壊対策事業や砂防ダム等の施設の設置あるいは看板設置、危険箇所の実態調査、住民説明会などということではあるのですが、先ほどもご指摘のありましたこの実施主体が福島県ということになっておりまして、県において順次整備を行っているということで、また繰り返しになりますが先ほど同様、県内多数のそういった箇所があつて、なかなか村内の状況が改善されているというのが、村内まで進んできていないというふうな状態でございます。

村としましては、ハザードマップの配布や説明会などを危険個所の広報は行っておりますが、今後こういった広報は絶えず行っていきますけれども、根本的な対策についてはなかなか難しい状況であるということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 新聞じゃなくて、これは広報ですか。危険箇所というやつでいたいたんですけれども、こういう資料は各地区に出していたんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ハザードマップ等にもそういった情報が入っておりますので、全戸に配布をしているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでですね、配布して終わりという感じじゃなくて、配布してその被害地区になっている、そういう住民の方々にはどのような啓発というか啓蒙をしているのか、教えていただけますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

配布して、うちのほうはある程度、周知をしたということでもありますけれども、議員ご指摘のように、やはり生命にかかわる重大な情報ですから、今後また配布した

けで終わりじゃなく折に触れ、またその周知の仕方もいろいろ工夫して、今後さらに周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 時間がないので次に進みたいと思います。

消防団についてでございますが、私も団員であった時期がございますけれども、今、消防団がなかなか一般企業に勤めていて多くのサラリーマンが昔と変わりがまして、勤務体系が大きく変わり、消防団としての仕事をするのが容易でなくなったと、今後消防団いかにして確保するかという質問でございますけれども、その辺についてお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

ただいま議員からもありましたように、現在、消防団員につきましては条例でいうところの定数で330名となっておりますけれども、実際、実団員ということでは8月現在で297名となっております。団員数については年々、減少傾向にありまして、確保について大変苦慮しているというところでございます。

団員の確保につきましては、これまで各班及び行政区内での勧誘、また消防団募集の広報、勤務地団員の採用、女性部の組織などを行ってきました。しかし、それでもまだこの減少傾向というのをなかなかとめることができずに、行政区内の消防団員不足により班の統合をせざるを得ないといった状況やら、入団の候補者はいますけれども消防団活動に理解が得られず、勧誘を行っても拒否されるといったケースがあるのも現状でございます。

今後の対策としましては、機能別消防団員の組織化による人員不足の解消や消防団サポート企業制度の実施など、あらゆる手段を講じて人員確保を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 東日本大震災で消防団の方が240名余り亡くなりました。

消防団の団員の方々には使命感を持って任務に当たられたと思います。今、国では消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、これが平成25年につくられました。この中では地域防災力の強化、これは本当に震災に遭った時点で大変、地域の力というのはきずなというのは大切だなと私もしみじみ思いましたけれども、消防団に対する何ていうのですか、任務ですね。このように法律化していいのかなっていう、一応私が考えていたのは、地域のことは地域で守る、自分の身は自分で守る、その自助的な精神があるというのは確かにわかっておりますけれども、常備消防に比べて非常備消防、地域の消防団というのは情報の確保とかまた整備、機器類に関しても相当、何にもない状態でそこの任務に従うわけでございますけれども、この消防団の危機管理というか、両方一遍にしゃべっていただきたいのですけれども、これだけの消防団を中核としたこの法律を読んでどう感じられたというのが1つと、あと消防団の安全性、安全管理について、今相当、津波、震災の後に言われておりますけれど

も、消防団の安全管理について、消防団は組織的な活動に入るといのは、組織体制、情報伝達、装備等のあり方について徹底または検証と改善が必要であると考えますが、いかがですかという質問ですけれども、そこ5と6と一遍に答弁していただきたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

まず、消防団員の安全管理についてお答えします。現在のところ、安全管理マニュアル等の作成ということがしておりません。しかしながら東日本大震災で多くの消防団員の方が犠牲となられたということで、この議員おただしのとおり、安全管理については徹底が必要であるというふうにかけております。早急に安全管理マニュアル等を作成し、団員に徹底を図っていききたいというふうにかけております。

また、消防団の組織体制についても団の中で協議を行い、最善の組織とするよう意見交換等を進めていききたいというふうにかけております。

また、団員の装備等でございますが、車両等の整備に加え団員の身の安全を守るヘルメット、安全靴等、整備を図ることを進めながら、また今年度につきましては防火服の購入なども予定してございまして、今後も必要な装備品については充実を図ってまいりたいというふうにかけているところでございます。

もう1点目、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律ということで、どのように考えるかということでございまして、こちらにつきましては、この法律は近年起きている災害に対応するためには消防団を中核とした地域の防災力の向上が必要であるということを決めたものであります。

この法律が定められた背景には、防災力の中核である消防団員が全国どの自治体においても減少傾向にあり、団員の確保のため、また安全管理のため大変苦勞しているという実態がございまして。

このように地域の防災力向上のためには、消防団のみでは十分とは言えず、頻発する自然災害等で地域生活への不安が高まる中、地域の結び付きというものの必要性が再認識されたと思ひます。そうした中で今後、自主防災組織等の組織化が重要であるというふうにかけているところでございまして。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでございますね、その常備消防が西郷にもございまして、地域の消防団、どのレベルまで期待するかということなんですけれども、技術的な部分もありますけれども、仕事、内容的にもどこまで非常備の消防団員の方々を期待しているのか。防災計画に基づいて、質問したいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

常備消防につきましては、各市町村に消防署や分署などということで設置されてございまして、白河地方広域圏管内でも200名程度の職員が各署に配置されているという状態でございます。この常備消防は、消火、救助、さらには救急の業務のスペシャ

リストということになりまして、少人数での業務を遂行しているため、この体制で十分であるというふうなことではございません。

消防団は常備消防で十分に行うことができない活動を補うための組織でありまして、常備消防にはない強みということで地域密着性、要員動員力、即時対応力というふうな3つの要素を持っております。

消防団は常備消防のような装備とか専門的な訓練などは受けておりませんので、常備消防と同様の専門的活動を行うということではできません。常備消防と同様の活動を求めるのではなくて、常備消防と連携、協力した地元で根差した活動こそが消防団に期待されるというふうなところで理解をしております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それと、その後ですけれども、その後に自主防災組織というのがありますけれども、これまず、どんな組織なのか教えてください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

自主防災組織でございますが、大規模な災害時に減災を効果的かつ速やかに実施するために初期消火や被害者の救出、救護、避難等の防災活動を行うことが不可欠でありまして、しかし、このような活動は行政とか消防機関等の公助機関の活動ばかりでは被害を最小限に食い止めるといことができません。必要となるのは自助、共助ということになりまして、この自助はご存じのとおりみずからの命をみずから守るといような意味で、防災対策を行う上での基本となっております。

自主防災組織は、この自助が相互に集まり人と人の力を集約し、地域を守っていくという組織であります。地域の防災のため、消防団と並ぶ共助組織ということでありまして。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 内容はご立派でございます。ただ、私が自主防災組織というのは実際にお目にかかっていないというか、わからないですよ、どういう組織か。

本当にこの自主防災組織って西郷村に存在するのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この自主防災組織は村内にあるのかということなんですが、県のほうに組織化されている状況ということで報告はされておまして、29の組織があるということにはなっております。

しかし、実際に活動しているかという、活動の実態はないのではないかなというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これも災害対策基本法にこういう組織をつくってやれという話で、ここにのつけたと思うんですけれども、この組織は大変大切だと、私も読んで理解できましたけれども、実際に活動はしていないし、組織は私からするとないに等しいん

じゃないかな。今まで見たときない。

ですから、早急にこの組織を活用するのであればつくるのか、今現在、明日地震が起きるかもしれません。というと、それに代わる消防団でつくるのか、行政の中でつくるのか。まずそういうのをつくっていただかないと、明日地震が起きたら機能しないわけですから、これが全て、自主防災組織というのが全てに、ここのいろいろな行動とかいろいろな場面でこの自主防災組織が出てくるんですよ。すべての場面において。これが現実的に機能しなかったり、実態がなかったりすると、本当にこの防災計画というのは、何て言うのですか、絵に描いた餅、そういう架空の計画なのかなという感じがしておりましたので、ぜひともこういう機能とかこういう防災計画の中で核となる組織でありましたら、一刻も早くつくっていただくとか、そういうかわるものを、今できなかつたらかわるものを行政単位でするとか、そういう動きを一日も早くしていただきたいなと思っております。

次にまいりたいと思います。やっとここに来た。

それでは、西郷村地域防災計画に入っていきたいと思えます。まず、この中でこの防災計画をつくったメンバー、西郷村防災会議というものがありますけれども、この人たちが中核になってこの計画書を策定したのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

計画書の作成でございますが、計画書作成については外部委託により計画書案を作成していただき、その後、西郷村防災会議に諮問し作成というような運びになっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この防災計画書、村長先ほど見たと言いましたけれども、まず間違いだらけだったんですよ。先ほども課長も間違っただけで要支援と言いましたけれども、全て要配慮でしたっけ。まずその字が完全に間違っただけで、あと今資料どこかっちゃったんですよけれども、何十ページにもわたってこれが間違っていた。私たちに渡されたのが相当な数で間違っているやつを、今これ製本として渡されているんですよ。

まずつくった自体が、外部委託でつくってもらった割には文字から何から本当に間違いなんです。これ本当に外部委託で、誰が最終責任者になるのかなと思ったのですけれども、責任者は誰なんですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

業者のほうに外部委託で案をつくっていただいて、最終的には防災会議に諮問をして決定ということになりますけれども、その過程でいわゆる計画の中身、今申された誤字脱字の類まで、やはり事務局サイドのほうで最終チェックをして、それから提出するということになりますので、事務局のほうの不備というふうなことになるのかと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ですから、本当にこれを、村民の生命財産を守るって本気で思っているかって疑いたくなるんですね。

こういう大事なものを、本当に誤字脱字、それから差しかえ、相当なところで間違っております。ですから、今作業していると言っていますから、もっと実務的な、できればこれじゃない実務的な防災計画書をつくっていただきたいというのが、私の願いでございます。

そうは言うものの、これで動くしかないの、その計画の目的とまず基本方針、つくったときの基本方針と目的を教えてください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

西郷村地域防災計画のまず目的でございますが、この計画はこれまでの大災害の経験を教訓として村内の風水害、火山災害、雪害、地震災害、事故災害及び原子力災害等に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、総合的な対策を定めたものでございます。

村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定されているということになります。

基本方針としましては、災害に関し国、地方公共団体及びその他公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としております。

計画の樹立及びその推進に当たっては、防災事業の推進、防災関係機関相互の協力体制の推進、村民の防災活動の推進、防災施設、設備、資機材等の整備と関係法令の遵守を基本としております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 大変、言っていることすばらしいんです。すばらしいんですけれども、一つ一つそれを実行できるような防災対策計画書をつくっていただきたいなと思います。

その後に、防災訓練とか防災教育ございますが、その前に1つ、この防災計画の中には私たち議員が参加するのが入っていないんですね。私たちも地域の皆様方の生命財産を守るために、この防災計画の中に何らかの形で入っていかなくやならないと思っておりますので、これは我々自身の問題ですので我々がいろいろなところでほかの地域の議会を見ますと、基本条例に入れておくとかいろいろございますけれども、私たちもこの一端をどこかでどういう形かで担っていきたいと思っておりますので、我々は我々でこの中で活躍する場をつくっていきたいなと思っております。

それと、震災があったとき、これは拠点づくりで述べたかったのですが、村

民からいろいろなニーズがございます。需要ですね。どうしてほしい。震災後の話ですけれども。起きてすぐ。このニーズがどのように西郷村で今までやってこられたというその部分で、対処の仕方です。これも大震災の後、相当な町民とか市民が訪れて役場機能がパニックするような状態になっていたと、ここも思うんです。ですから、その辺の指示の部分、その部分についてどのように職員が、これは家の前に役場の方がいらっしまったんです。自分ちも大半壊というか相当な被害を受けて、家族は避難所に行っておりました。その方はずっと役場にいられていた。1か月くらい通いづめだったと思うんですけれども、役場職員も被害者でもあるんですね。ああいう大きな地震のあるとき。あの通いづめを見ていると、実際、本当に大変で、だからさっき言ったニーズが多過ぎていろいろな需要が多過ぎて、休みとれなかったのが実情だと思うんですけれども、その辺の対処というのは考えていました。7年たって。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

災害発生時から避難民の救助とかそういった作業の後には、今度、役場のほうは災害復旧事業というようなことで立て続けに業務が続いていたということで、今、議員ご指摘のように職員の中には長期間仕事に追われてなかなか家に帰る時間も、また休息する時間もなかなかなかったというような実態もあるかと思えます。

災害発生当初はある程度、やむを得ないということで皆さん対応していただいたという記憶がございます。その後、一定の期間後にはさすがにそういう状態が続いているのは職員も体がもたないというようなこともありまして、例えば夜間の24時間体制で勤務をしていたのですが、その後は体制を縮小したりそういったことで徐々に平常に戻すような対応をしてきたということは記憶にあります。ちょっとそれ以外のこと、今、覚えていませんけれども、そんな対応をしたと記憶しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） その辺もここに書いてありませんけれども、非常にここ役場もあわてていたように見えましたので、その対応についてもご検討すべきかなと思っています。

次に、教育防災についてお伺いいたしますけれども、どのような対応をとられているかお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

防災についての教育ということでございまして、西郷村の場合、保育園、幼稚園等で幼年消防クラブというようなものをつくりまして、小さいうちからそうした火災等に対応するそういう意識を持った子どもさんになってほしいということで、そういったものを組織化しているということもございます。

先日の答弁の中にもございましたように、防災教育ということで東日本大震災のときに釜石等では小学校では子どもたちが災害を的確に捉え、みずからの意思で高台に逃げて大きな被害をこうむらずに済んだといった例もあって、災害教育の現場ではそ

うしたみずから考えて、またみずから行動できるといったそういった実践的な教育が今、求められているということを聞いております。確かにそういった教育が大変大切だと思えます。今後、村のほうでも教育委員会等と連携しながら、防災教育、災害に対してはそういった観点から教育のほうを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、お答えしたのは子どものほうの防災教育だと思うのですが、一般の村の村民に対する教育、並びに職員に対する教育ですね。このほうはどのようにしているかというのは、41ページに書かれておりますけれども、これでは本当に、これで見ただけではどうなのかなと心配しております。

「無知はリスクである」という言葉がございます。中教審のほうでは教える教育から、さっき課長が言われてようにみずからという部分が、中教審の24年に震災後に出てきたと思えますけれども、それも含めて日ごろから地域防災についていろいろなところで教え、また現実にはAEDの使い方とか、実践的に消火器の使い方もですね。ただ火を消すという消火器とすぐ出ますけれども、火を消すにはいろいろな方法があるのですよ。土をかけるとか、毛布を濡らしたやつをかけるとか、そういう実践的な部分をもうちょっとこの教育に生かしていただいて、そういう方向でやっていただきたいなと思っております。

まだまだ質問いっぱいあります。私も今、整理しきれないことがあったので12月にまたこれはやりたいと思っておりますので。今度はきちんと質問書を整理してまいりたいと思っておりますので、また3か月後にはここにのっとったじゃなくて、これから西郷村は村民を守るためにこうするんだという回答を得られるように、課長、どうか3か月でその担当者おられると思っておりますけれども、担当者と打ち合わせしてしっかり防災計画を練って、実践的な防災計画、これじゃない実践的な防災計画。実際にこうなったときこうするという答えが出ないと、前にも言いましたように明日、今、地震が来るかもわからないし、大雨がいつ降るかもわからない。そういう状況が今の日本でございますので、震災は今すぐやってくるという心構えで実践的な、例えば本部を立ち上げたらどうするんだ、村長がどう動くんだ、どうに命令系統を下すんだというのを実践的な部分で答えられるようにしておいたいただきたいなと思っております。

これは以上で終わりますけれども、12月にまた質問させていただきます。

時間がないのでそれで終わりますけれども、この指定管理の役割についてでございます。この指定管理の役割については、題に入っております総会での前村長の発言という等々がありますけれども、私も家に帰ってこれ質問は出したんですけれども、指定管理についてでございますから、私が総会に出席して危惧することもございましたが、これは一般質問になじまないんじゃないかと、あといない人の話をしても始まらないんじゃないかと、先輩諸氏に言われましたのでこれは却下させたいと思っておりますけれども、指定管理の役割についてもうちちょっと真剣に行政側は考えていただいて、さっきから先輩議員も言ってますけれども、血税でございますから有意義に使われるよ

うに、その辺を考えてこの指定管理制度、もう一度洗い直してしっかりとつくってと
いうか、その本質をわきまえてお金の配分をしていただきたいなと思っております。

以上で終わりますけれども、先ほども申しましたようにまたさせていただきますの
で、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 答弁いいですか。

○4番（鈴木勝久君） いいです。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時30分）

